

平成26年度
国への提言・提案
(重点項目)



平成25年11月
三重県

目 次

【重点項目】

1	「地方目線」の少子化対策(少子化危機突破基金の創設).....	1
	「地方目線」の少子化対策(企業を巻き込む制度的な仕組み).....	2
2	農林水産物・食品の輸出促進に向けた環境整備.....	3
3	安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成.....	4
4	命と暮らしを守る事前防災・減災対策および総合的な老朽化対策への支援.....	13
5	頻発する風水害に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援.....	14
6	大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援.....	20
7	リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業.....	23
8	地方が進める防災・減災対策を促進するための財政支援の拡充.....	24
9	竜巻等突風への予測技術等の充実・強化.....	25
10	みえライフイノベーション総合特区の推進.....	26
11	ICT・ビッグデータを活用した産業振興.....	27
12	七里御浜海岸における侵食対策の直轄事業化.....	28
13	新宮川水系(熊野川)の総合的な治水対策のさらなる推進.....	29
14	国際産業ハブ港の実現に向けた四日市港の物流機能の強化.....	30
15	南海トラフ巨大地震への防災・減災対策の強化・推進.....	31
16	地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実.....	32
17	地域の実情に応じた農地転用規制の緩和.....	33
18	地域の実状を踏まえた経営所得安定対策の見直しおよび日本型直接支払いの創設.....	34
19	食材の不適切表示対策にかかる緊急提言.....	35

目

次（省庁別）

【内閣府】

1	「地方目線」の少子化対策(少子化危機突破基金の創設).....	1
	「地方目線」の少子化対策(企業を巻き込む制度的な仕組み).....	2
6	大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援.....	20
9	竜巻等突風への予測技術等の充実・強化.....	25
10	みえライフイノベーション総合特区の推進.....	26
15	南海トラフ巨大地震への防災・減災対策の強化・推進.....	31
19	食材の不適切表示対策にかかる緊急提言.....	35

【消費者庁】

10	みえライフイノベーション総合特区の推進.....	26
19	食材の不適切表示対策にかかる緊急提言.....	35

【総務省】

8	地方が進める防災・減災対策を促進するための財政支援の拡充.....	24
16	地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実.....	32

【財務省】

- 10 みえライフイノベーション総合特区の推進..... 26
- 16 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実..... 32

【文部科学省】

- 15 南海トラフ巨大地震への防災・減災対策の強化・推進..... 31

【厚生労働省】

- 1 「地方目線」の少子化対策(少子化危機突破基金の創設)..... 1
- 「地方目線」の少子化対策(企業を巻き込む制度的な仕組み)..... 2
- 10 みえライフイノベーション総合特区の推進..... 26

【農林水産省】

- 2 農林水産物・食品の輸出促進に向けた環境整備..... 3
- 17 地域の実情に応じた農地転用規制の緩和..... 33
- 18 地域の実状を踏まえた経営所得安定対策の見直しおよび日本型直接支払いの創設..... 34

【経済産業省】

10	みえライフイノベーション総合特区の推進	26
11	ICT・ビッグデータを活用した産業振興	27
15	南海トラフ巨大地震への防災・減災対策の強化・推進	31

【国土交通省】

3	安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成	4
4	命と暮らしを守る事前防災・減災対策および総合的な老朽化対策への支援	13
5	頻発する風水害に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援	14
6	大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援	20
7	リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業	23
9	竜巻等突風への予測技術等の充実・強化	25
12	七里御浜海岸における侵食対策の直轄事業化	28
13	新宮川水系(熊野川)の総合的な治水対策のさらなる推進	29
14	国際産業ハブ港の実現に向けた四日市港の物流機能の強化	30
15	南海トラフ巨大地震への防災・減災対策の強化・推進	31

1 「地方目線」の少子化対策（少子化危機突破基金の創設）

（内閣府、厚生労働省）

社会保障財源の充実・確保（少子化危機突破基金の創設）

【提言】

今般決定された消費税率の引き上げ分を、確実に社会保障財源に充てるとともに、少子化対策を国策の中心に据え、地方の創意工夫を活かした雇用対策から結婚、妊娠・出産、子育てを通じた「地方目線」のきめ細かな少子化対策を集中的に展開できるように、国が地方の取り組みをしっかりと後押しするための「少子化危機突破基金」を創設すること。

また、保育基盤整備等のために、安心こども基金は引き続き継続させること。

現状

現在の日本は、首都圏の一極集中をはじめ、都市部に若者が集まり、どちらかといえば、保育所の待機児童への対応など都市部での少子化対策に重点が置かれてきました。

地方では、若年者雇用が少ないことによる所得の問題や出会いの少なさなど、都市部とは別の課題がある一方、地域・家族の絆や女性が活躍しやすい産業などの強みがあることから、効果的な少子化対策は都市部とは異なります。

地方は社会保障経費の増加（高齢者対策費用の増加）のため自由に使える財源が厳しくなっている中、きめ細かな少子化対策が重要であるため、積極的に財源を配分しています。

少子化危機を突破するには、今こそ「地方目線」での対応が必要であり、そのためには、地方財源の拡充が必要です。

課題

出生率が比較的高い地方において、若年者の雇用を創出し、結婚して子どもを持つことができるよう、地方が創意工夫しながら、柔軟に活用できる財源を、継続的、安定的に確保し、一定期間、集中的に「地方目線」の対策に取り組めるようにしていく必要があります。

また、安心こども基金は、保育基盤整備などのハード整備を促進するため、継続して存続させる必要があります。

なお、少子化対策を計画的に進めるためには、明確な成果指標を定め、各主体のPDCAサイクルを確立する必要があり、他国や一部の都道府県のように、「合計特殊出生率」を目標値として定める議論も必要です。

三重県における少子化対策への投資

【三重県における少子化対策経費の伸び率】



【三重県の政策的経費と少子化対策経費】

（単位：百万円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
県の政策的経費合計	38,099	41,805	46,513	49,010	45,834
県の少子化対策経費合計	7,450	8,482	10,017	10,321	10,776

注）表の政策的経費合計は、（歳出総額から）人件費、公債費、生活保護等に係る社会保障関係費等を除く政策的な事業費のうち、公共事業費、施設整備事業費、議会費、警察費等を除いて試算。

県の政策的経費合計（県単独事業費+国庫補助事業費）
県の少子化対策経費合計（県単独事業費+国庫補助事業費）
*市町単独事業は含まない

基金の規模に関する事例

例1. 地域自殺対策緊急強化基金（所管：内閣府） 単位千円

	全国計	三重県		
		県計	県分	市町分
平成21年度	1,332,991	32,483	29,609	2,874
平成22年度	3,172,642	47,780	36,919	10,861
平成23年度	2,954,123	43,833	24,329	19,504

例2. 地方消費者行政活性化基金（所管：消費者庁） 単位千円

	全国計	三重県		
		県計	県分	市町分
平成21年度	3,650,351	52,648	33,954	18,694
平成22年度	6,098,672	83,522	44,783	38,739
平成23年度	6,386,750	55,261	14,711	40,549

【3年間平均】 全国合計 7,865百万円/年のうち 三重県分 105百万円/年（約1.3%）

上記のように県が投資している経費と比較すれば、これらの基金と同等規模ではまだまだ少子化を克服するための国・地方をあげた取組としては不十分

1 「地方目線」の少子化対策（企業を巻き込む制度的な仕組み）

（内閣府、厚生労働省）

次世代育成支援対策推進法の恒久化

【提言】

次世代育成支援対策推進法について、社会保障の安定財源が確保されるこの機会に恒久化を図ること。

～恒久化にあたって取組を強化する視点～

（1）中小企業の取組促進

企業の少子化対策を促進し、取組の底上げを図るため、労使の合意形成、負担軽減に取り組みながら、対象企業の拡大に努めること。

（2）取組のインセンティブ強化

- ・「くるみん」企業の新たな優遇税制の創設（育休代替要員の雇用に要した費用等に関する法人税額控除等）
- ・「くるみん」周知による企業の採用活動上のメリット、企業イメージの向上策

（3）行動計画策定指針の見直し

「結婚支援」や「ライフプラン教育」など少子化対策の動向や変化を踏まえた内容についても行動計画策定指針に盛り込み、各主体の計画的な取組を促すこと。

（4）次世代育成支援対策推進法の推進のしくみ

少子化危機突破へ向けて地方公共団体及び事業主の計画的な取組をより一層進めるためには、「次世代育成支援対策推進法」の恒久化・強化を行い、少子化対策担当大臣を中心に政府一丸となって、その推進を図ることが必要。

次世代育成支援対策推進法の現状

現状

平成15年7月、地方公共団体及び企業における集中的、計画的な取組を促進するため法律制定

- ① 企業における従業員の仕事と子育ての両立を支援する「一般行動主行動計画」の策定義務化
- ② 計画終了後、一定の基準を満たした企業を「くるみん」として認定
- ③ 「くるみん」認定企業へは税制上の優遇措置（計画期間内に取得・新築した建物等の割増償却）

課題

- ① 平成23年4月の改正法施行後、**101人以上**の企業まで義務付けされたが、**100人以下**の中小企業は努力義務にとどまる。
- ② 計画策定率は高いものの、行動を実践する「くるみん」の取得率は低い。

平成26年度までの時限立法

次世代育成支援対策推進法の施行状況（平成25年3月末現在）

	一般事業主行動計画 届出企業数	301人以上	101人以上 300人以下	100人以下	くるみん認定 企業数
三重県	827社 (99.5%)	152社 (100%)	403社 (99.3%)	272社	19社
全国	70,333社 (97.9%)	14,529社 (98.4%)	32,109社 (97.7%)	23,695社	1,471社

認定企業のメリットが少ない

多業種の参加を促すインセンティブが必要

三重県知事表彰制度に対するインセンティブ例

「男女がいきいきと働いている企業」

・公共工事の総合評価方式の評価項目の一つ。一定の期間加点対象

建設業関連企業の応募の割合

平成24年度 78.8% (56社/71社) → 平成25年度 88% (81社/92社)

・認定企業は株式会社商工組合中央金庫（商工中金）と県が連携して創設した貸付制度が利用可

育児休業中の経済的支援の強化

【提言】

男性の育児休業の取得を通じた育児参画を促進するため、育児休業給付の給付率を拡大すること

諸外国の育児休業時の所得補償の状況

国	所得補償（育児休業前の給与水準と比較）	合計特殊出生率（2011・WHO）
日本	50%	1.41※
スウェーデン	80%	1.9
ノルウェー	80～100%	1.9

※厚生労働省 H24 人口動態統計

所得補償の高い国では出生率も高い

育児休業給付の給付率の改善の動き

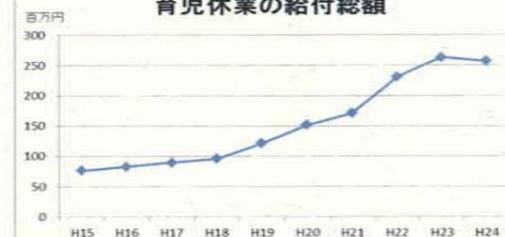
- 平成7年～ 給付率 25%（休業中20%、復帰後5%）
- 平成13年1月～ 40%（休業中30% 復帰後10%）
- 平成19年10月～ 50%（休業中30% 復帰後20%）
- 平成22年4月～ 50%（全額休業中）
- 平成25年10月29日 労働政策審議会部会による検討（最初の半年 67%）

育児休業給付受給者数の推移（初回受給者）



待機児童に占める0歳児の割合は大きい。育児休業は、ゼロ歳児保育とトレードオフの関係。育児休業期間中の所得補償の充実による財政的な影響は大きくならない。

育児休業の給付総額



	全国	三重県
待機児童数	46,217人	333人
うち0歳児	17,628人 (38.1%)	184人 (55.3%)
うち1・2歳児	22,777人 (49.5%)	148人 (44.4%)

※平成24年10月現在

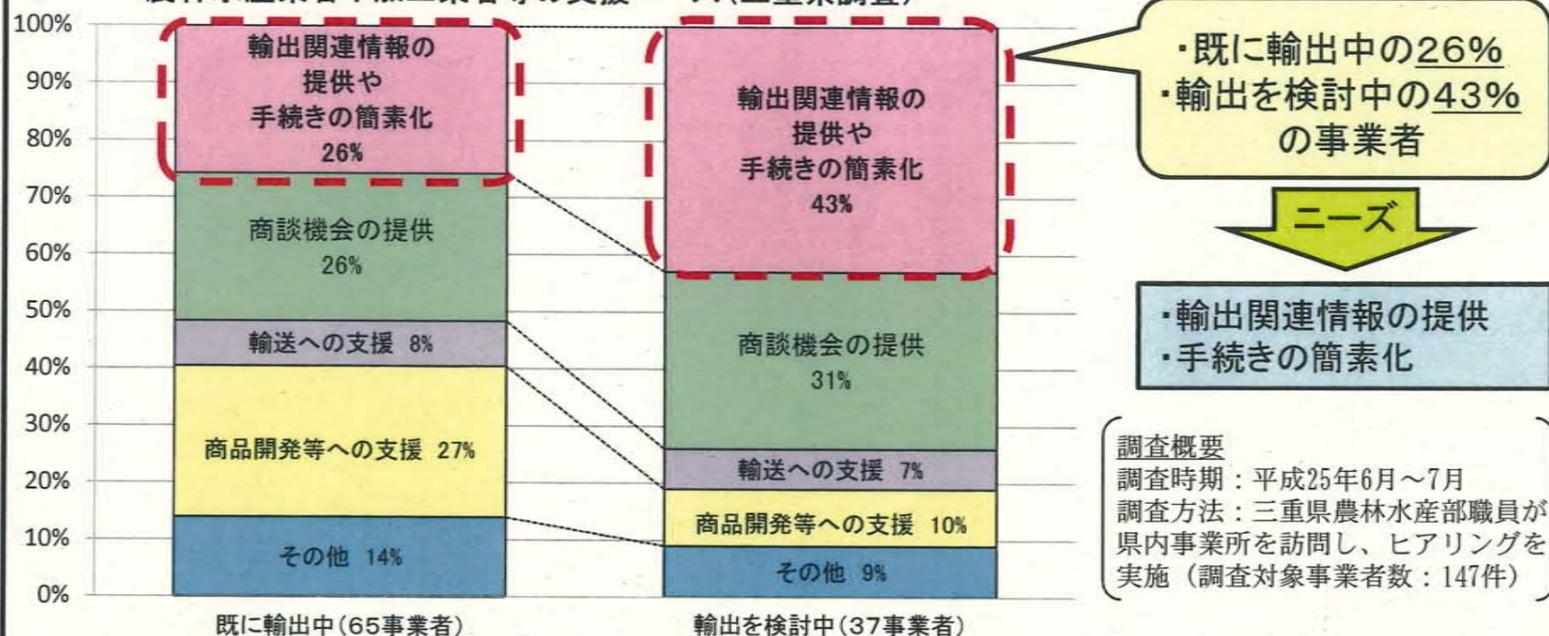
2 農林水産物・食品の輸出促進に向けた環境整備

(農林水産省)

現 ■「みえ国際展開に関する基本方針」を策定し、戦略的な海外展開(輸出)に取り組んでいく
 (重点国・地域:台湾、中国、韓国、ASEAN諸国(タイ、ベトナム、マレーシアなど)、米国、EU、ブラジル等)
状 ■生産者や関係団体、JETRO、三重県等で構成される輸出支援組織を立ち上げ、国別・品目別輸出戦略を踏まえ、輸出拡大に取り組む

①輸出に必要な情報が複雑かつワンストップで入手できない

農林水産業者や加工業者等の支援ニーズ(三重県調査)

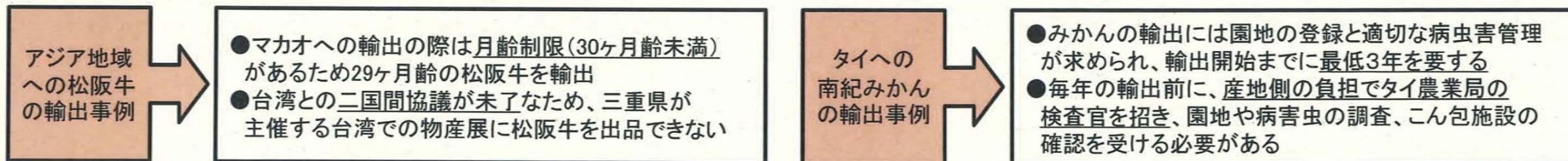


☆三重県には世界にアピールできる品質の高い農林水産物が豊富



課題

②検疫条件等のハードルが高く、輸出促進の障壁となっている



※参考(日本政策金融公庫が平成24年12月に実施した「農業者の農産物輸出の取組みに係る調査」結果)
 「農産物輸出にあたっての今後の課題」については、「貿易実務対応」が45%、「輸出規制・検疫制度」が38.2%と半数弱の事業者が課題と考えており、県の調査と概ね同様の結果となっている。(回答事業者：6次産業化・大規模経営に取り組む農業者 1,004事業者)

- 提** 1 農林水産物・食品の輸出に関する一連の情報を品目別・国別に収集し、ワンストップで事業者提供できる仕組みを構築すること。
言 2 青果物や畜産物など生鮮食品の輸出促進の障壁になっている輸出先国の検疫条件等の規制緩和に取り組むこと。
 3 国別・品目別輸出戦略の実効性を確保するため、輸出に取り組む事業者向け対策の十分な予算を確保すること。

3 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

提 言

- (1) 紀伊半島の「新たな命の道」となる熊野尾鷲道路(Ⅱ期)および新宮紀宝道路の着実な整備推進
ミッシングリンクとなっている未事業化区間(熊野大泊IC~すさみIC間の約65km)の早期事業化
- (2) 新名神高速道路の着実な整備促進
- (3) 東海環状自動車道(西回り区間、特に県境部)の着実な整備推進
- (4) 鈴鹿亀山道路の早期実現のための計画検討の推進
- (5) 名神名阪連絡道路の早期実現のための計画検討の推進
- (6) 国道1号北勢バイパスの事業化区間の整備推進と未事業化区間の早期事業化
- (7) 国道23号中勢バイパスの整備推進
- (8) 国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架け替え)事業の整備推進
- (9) 四日市インターアクセス道路、伊勢志摩連絡道路の整備推進に必要な予算の確保
近鉄名古屋線(川原町駅周辺)連続立体交差事業や松阪公園大口線など街路事業の推進に必要な予算の確保

【県土整備部】

3 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

紀勢自動車道の早期整備
 ・熊野大泊以南の早期事業化！
 ・事業中箇所への整備推進！

新規事業化に向け着実な動き

H24年4月6日
 計画段階評価を進めるための
 調査着手が決定

H24年6月11日
 計画段階評価着手
 (第1回中部・近畿合同小委員会開催)

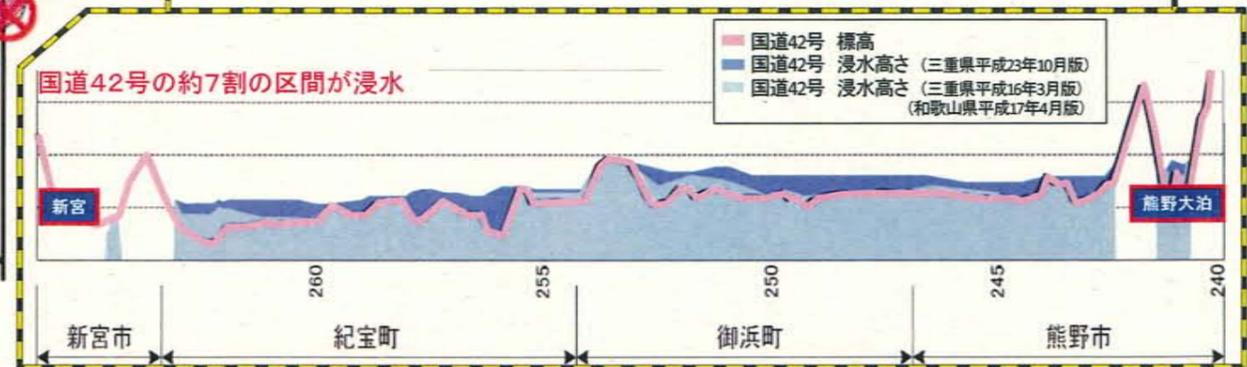
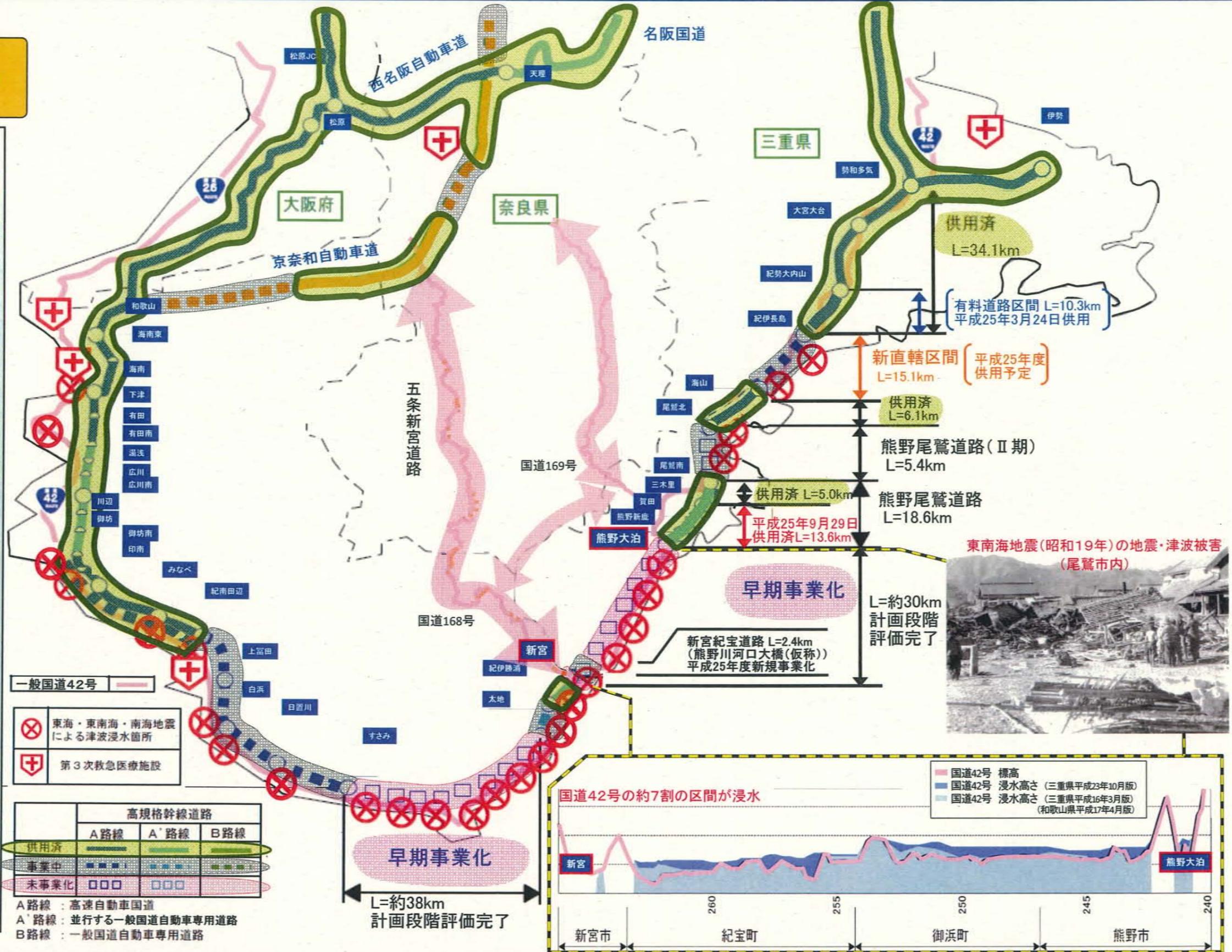
H24年6月16日～7月1日
 地域の住民や事業者などに
 アンケートやヒアリングを実施
 (回答: 7591人と2016事業所)

H24年8月3日
 基本的なルート帯が承認
 (第2回中部・近畿合同小委員会開催)

H25年4月16日
 計画段階評価が完了

新規事業採択時評価(重要)

早期事業化(要望)



提言
 1 紀伊半島の「新たな命の道」となる熊野尾鷲道路(II期)および新宮紀宝道路の着実な整備推進
 2 ミッシングリンクとなっている未事業化区間(熊野大泊IC～すさみIC間の約65km)の早期事業化

【県土整備部】

3 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

○ 中京圏と関西圏を結ぶ連携軸の強化

- ・ ネットワークの多重化によるリダンダンシーの確保
- ・ 渋滞解消によるネットワークの強化 (定時性確保)

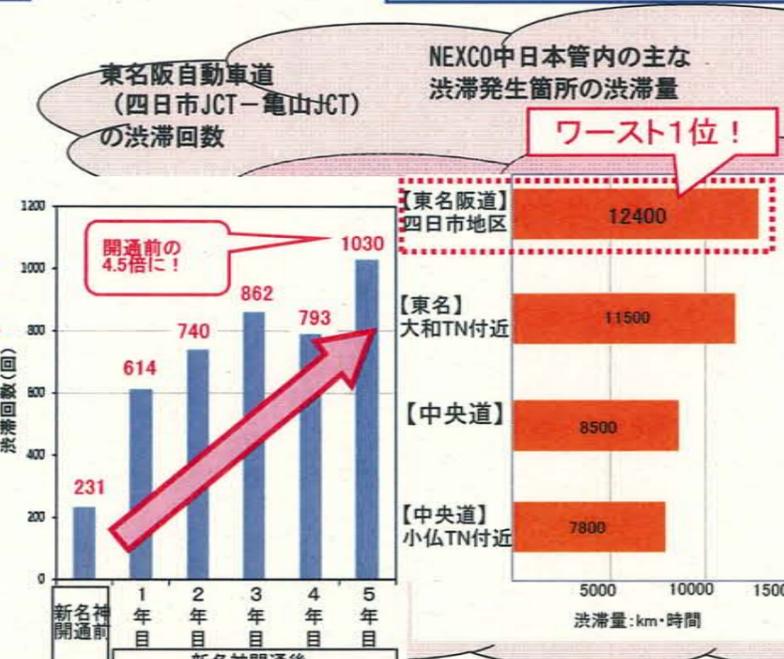
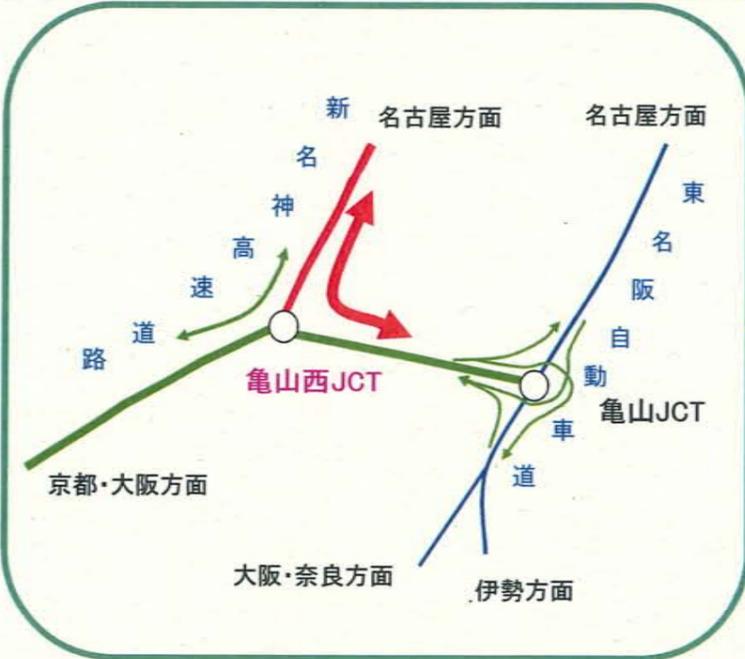


(関東・東北圏)

亀山西JCTの同時フルジャンクション化

災害発生時等のリダンダンシー確保

東名阪自動車道の慢性的な渋滞の解消



提言 新名神高速道路の着実な整備促進

【県土整備部】

3 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)



平成24年10月25日
県主催により、デンソー大安製作所、県内企業(24社)の技術交流会を(株)デンソー大安製作所にて開催

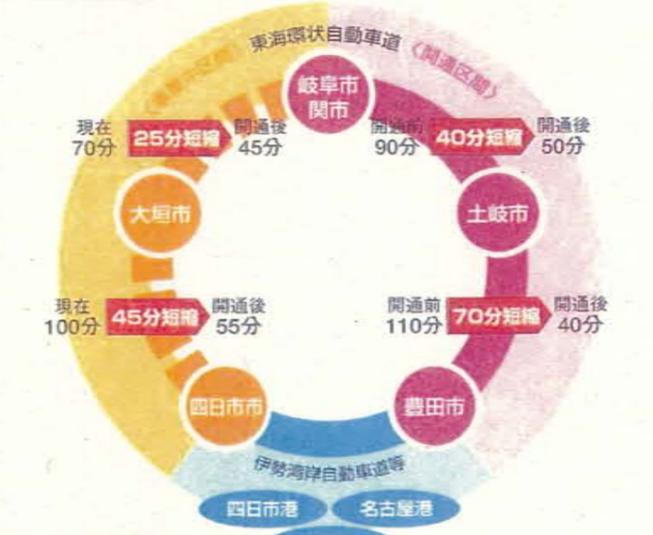


図 主要都市間の時間変化 中部国際空港

【理由1】
岐阜県西濃地域と三重県北勢地域との交流連携軸の強化

【理由2】
リダンダンシーの確保

【理由3】
県内外との産業の有機的連携の強化

提言 東海環状自動車道(西回り区間、特に県境部)の着実な整備推進

【県土整備部】

3 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

名神名阪連絡道路は、

日本の背骨「名神・新名神・名阪国道」を南北につなぎ、**相互の補完性**を高める。**太平洋と日本海を連結**、南北に散らばっている、きらっと光る企業活動をつなぎ、中部と近畿の**ものづくり連携**を強め一体性を高める。

福井県は、オンリーワンの技術を有する企業が多数立地

(国内シェア1位が53製品、世界シェア1位が14製品)

- 全国1位 眼鏡フレーム (鯖江市)
- 世界1位 積層セラミックコンデンサ (携帯電話用) (越前市)
- 世界1位 微小角型チップ固定抵抗器 (携帯電話用) (福井市)
- 世界1位 視力補正用高屈折偏光レンズ (鯖江市) 等



ハリウッドスターからクマモンまで
福井県眼鏡フレーム世界シェア20%



積層セラミックコンデンサ



微小角型チップ固定抵抗器

滋賀県は、潜在成長率全国1位

(2005~2020年、(社)日本経済研究センター推計)

- 全国2位 ガラス (液晶用ガラス基板等) (長浜市)
- 世界1位 衛生陶器 (甲賀市等)
- 全国1位 はかり 等



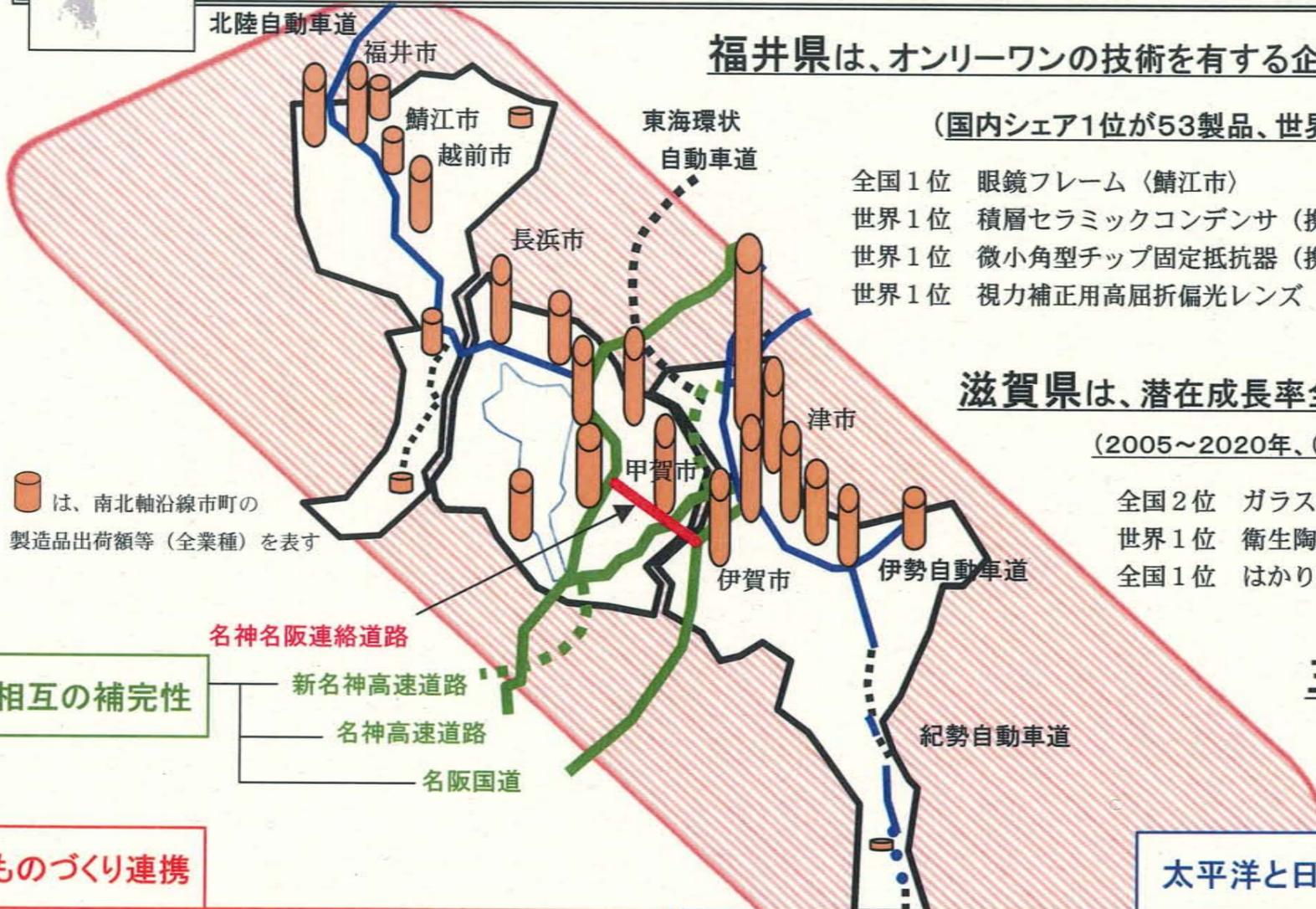
液晶用ガラス基板

三重県は、人口1人あたりの製造品出荷額等全国1位

- 世界3位 工作機械 (伊賀市)
- 全国1位 業務用化粧品 (伊賀市) 等



世界中の工場で、DMG森精機が製造した工作機械が、航空機や自動車などに組み込まれる部品を生産しています。



相互の補完性

名神名阪連絡道路
新名神高速道路
名神高速道路
名阪国道

ものづくり連携

3県 (三重県+滋賀県+福井県)・愛知県・大阪府の総生産額の合計は、東京都に匹敵

<都道府県総生産ランキング>

1位	東京都	91兆円
2位	大阪府	36兆円
3位	愛知県	32兆円
	⋮	

(三重県+滋賀県+福井県 16兆円)

太平洋と日本海を連結

南北に連結され、太平洋と日本海がつながる。
また、高速道路やリニアで広域的周遊的な移動が可能

<所用時間の短縮：津市—福井市間>

現況ルート：津市→(草津JCT)→福井市 3時間22分



整備後ルート：津市→(名神名阪連絡道路)→福井市

2時間42分 (40分短縮)

提言 名神名阪連絡道路の早期実現のための計画検討の推進

【県土整備部】

3 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

三重県の産業が集積する北勢・中勢地域の抱える問題点

- ① 国道1号、国道23号の慢性的な渋滞（渋滞解消が急務！）
- ② 南海トラフ巨大地震等による津波で国道1号、国道23号の各所で浸水し、沿岸部における交通機能が寸断（リダンダンシーの確保！）
- ③ 産業再生を支援するために北勢・中勢地域の連携強化が必要（北勢BPの4工区早期事業化！）

年間約120億円の損失

北勢BP並行区間の渋滞損失時間は、三重県内の国道平均の最大9～11倍に相当

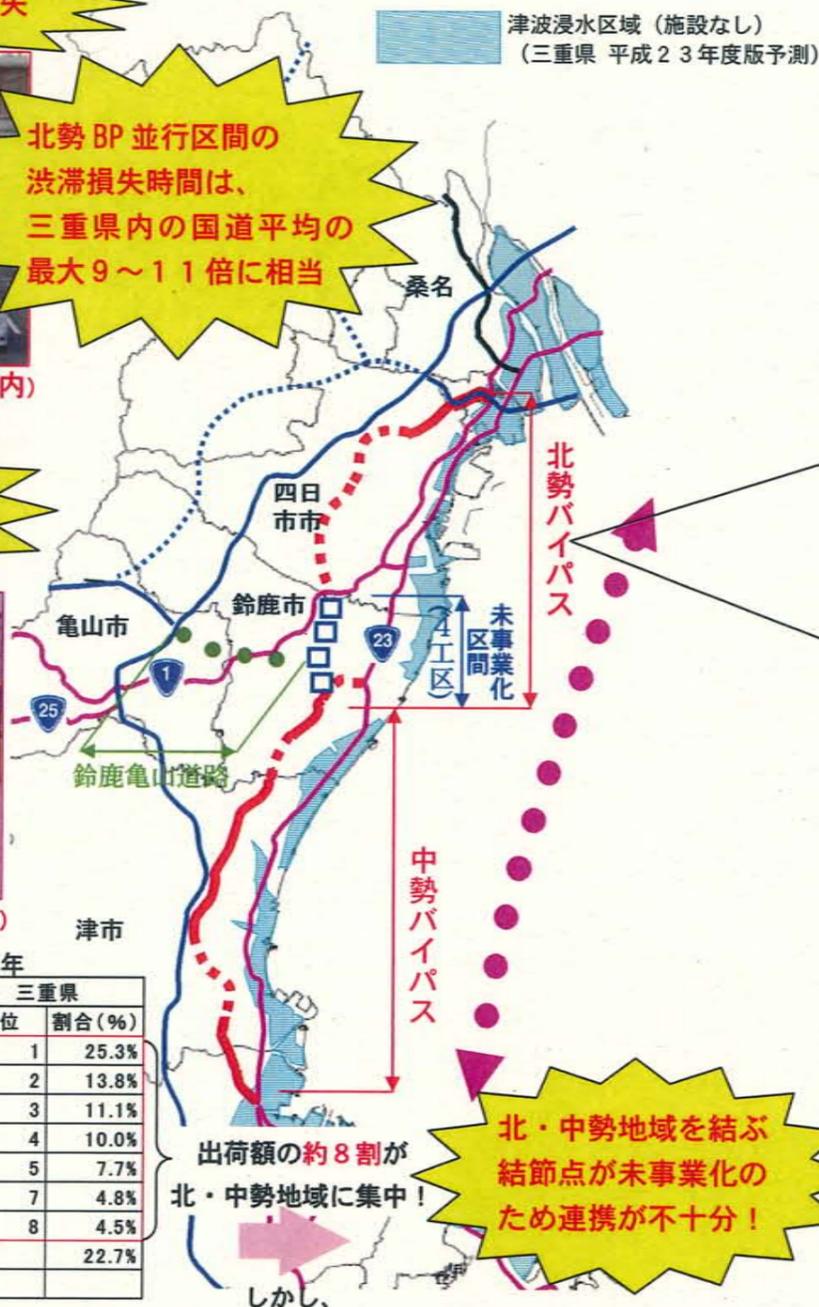
国道1号、国道23号の冠水により交通機能が寸断！



国道1号の渋滞状況（四日市市内）



国道23号の冠水状況（津市内）



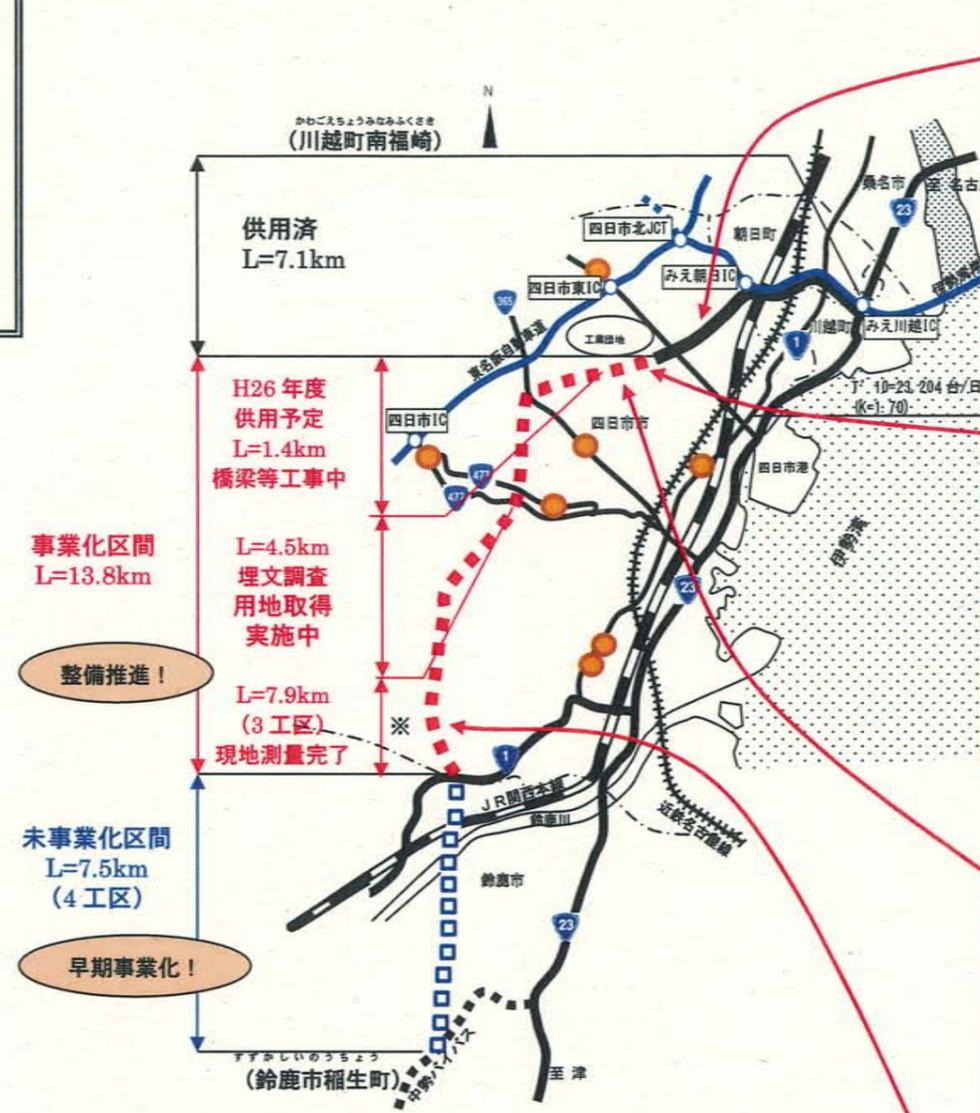
出荷額の約8割が北・中勢地域に集中！

北・中勢地域を結ぶ結節点が未事業化のため連携が不十分！

製造品出荷額等(全業種)H22年

市町村	出荷額(億円)	全国(1,714市町)		三重県	
		順位	割合(%)	順位	割合(%)
四日市市	24,681	12	25.3%	1	25.3%
鈴鹿市	13,514	33	13.8%	2	13.8%
亀山市	10,861	47	11.1%	3	11.1%
いなべ市	9,739	59	10.0%	4	10.0%
津市	7,544	89	7.7%	5	7.7%
松阪市	4,685	148	4.8%	7	4.8%
桑名市	4,414	155	4.5%	8	4.5%
その他	22,209				
合計	97,647				22.7%

*全国9位



※ 川島地区以外の3地区（四郷地区、小山田地区、内部地区）は、事前設計調整を平成25年3月～平成25年4月に実施済。川島地区を含めた4地区で、今年度中に設計説明会を実施予定。

四日市市自治会連合会、鈴鹿市自治会連合会、四日市商工会議所が集めた「北勢バイパスの早期完成をを求める署名」合計数 **126,430名** (平成22年8月に国土交通省へ提出)

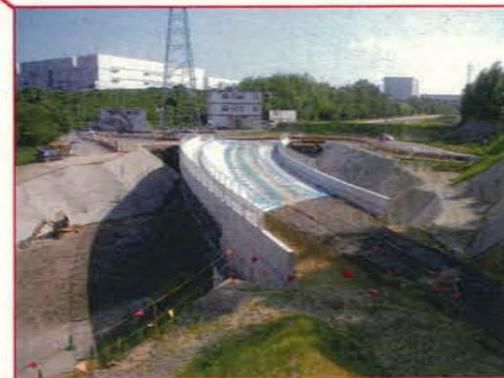
市民・経済界・行政ともに、国道1号北勢バイパスの早期完成を強く望んでいます！



平成22年開通区間（暫定2車線）



四日市市垂坂付近の施工状況 (H26年度供用予定)



四日市市垂坂付近施工状況（橋梁工） (H26年度供用予定)



未着手区間（道しるべ）

提言 国道1号北勢バイパスの事業化区間の整備推進と未事業化区間の早期事業化

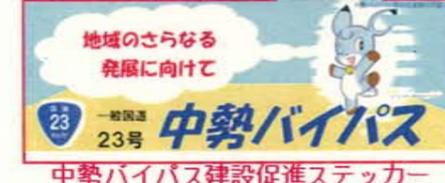
【県土整備部】

3 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

三重県の産業が集積する北勢・中勢地域の抱える問題点

- ① 国道1号、国道23号の慢性的な渋滞（渋滞解消が急務！）
- ② 南海トラフ巨大地震等による津波で国道1号、国道23号の各所で浸水し、沿岸部における交通機能が寸断（リダンダンシーの確保！）
- ③ 産業再生を支援するために北勢・中勢地域の連携強化が必要（中勢BPの早期完成とともに北勢BPの4工区早期事業化！）



中勢道路 L=33.8km

納所交差点立体化の完成(H24.12.9)

中勢BP並行区間の渋滞損失時間は、三重県内の国道平均の最大3~8倍に相当

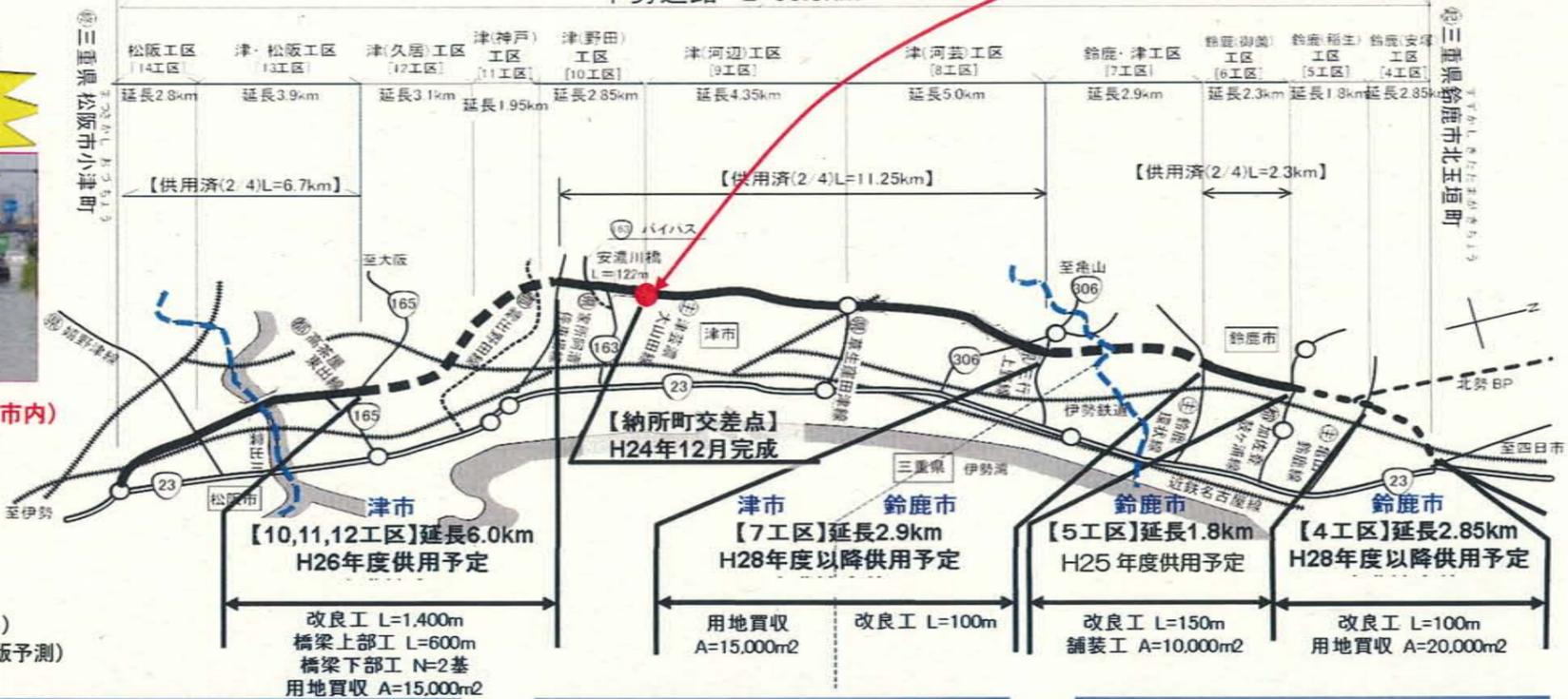
国道1号、国道23号の冠水により交通機能が寸断！



国道23号の冠水状況(津市内)



国道23号の渋滞状況(津市内)



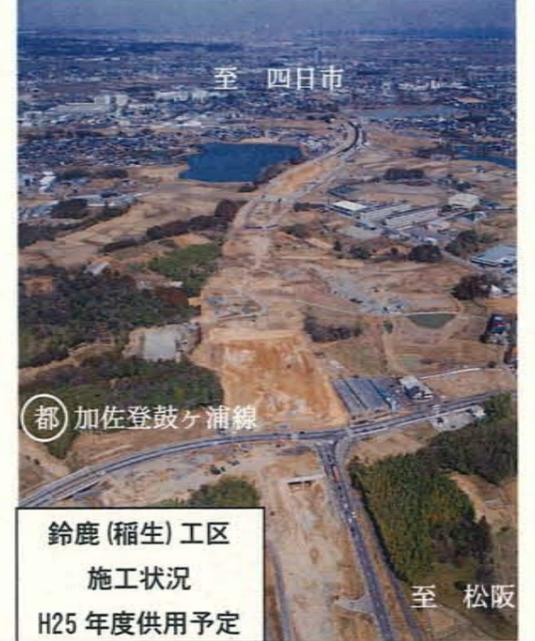
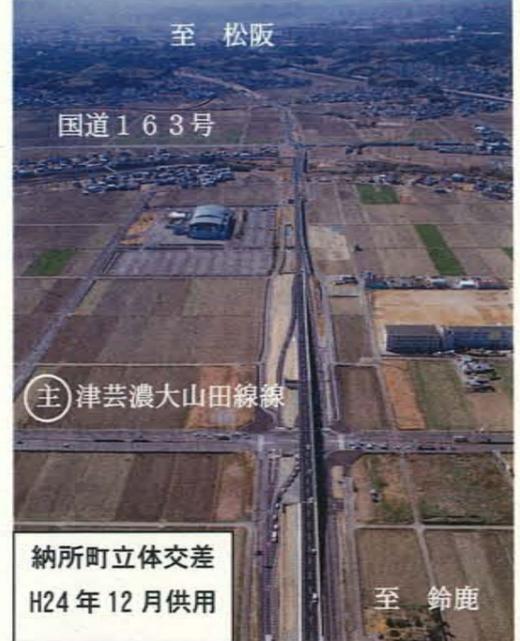
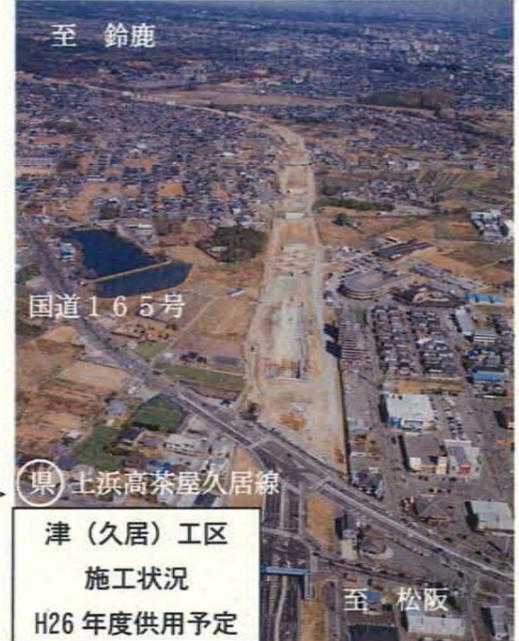
製造品出荷額等(全業種)H22年

市町村	出荷額(億円)	全国(1,714市町村)		三重県	
		順位	割合(%)	順位	割合(%)
四日市市	24,681	12	25.3%	1	25.3%
鈴鹿市	13,514	33	13.8%	2	13.8%
亀山市	10,861	47	11.1%	3	11.1%
いなべ市	9,739	59	10.0%	4	10.0%
津市	7,544	89	7.7%	5	7.7%
松阪市	4,685	148	4.8%	7	4.8%
桑名市	4,414	155	4.5%	8	4.5%
その他	22,209		22.7%		22.7%
合計	97,647				

* 全国9位

出荷額の約8割が北・中勢地域に集中！

北・中勢地域を結ぶ結節点が未事業化のため連携が不十分！



3 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

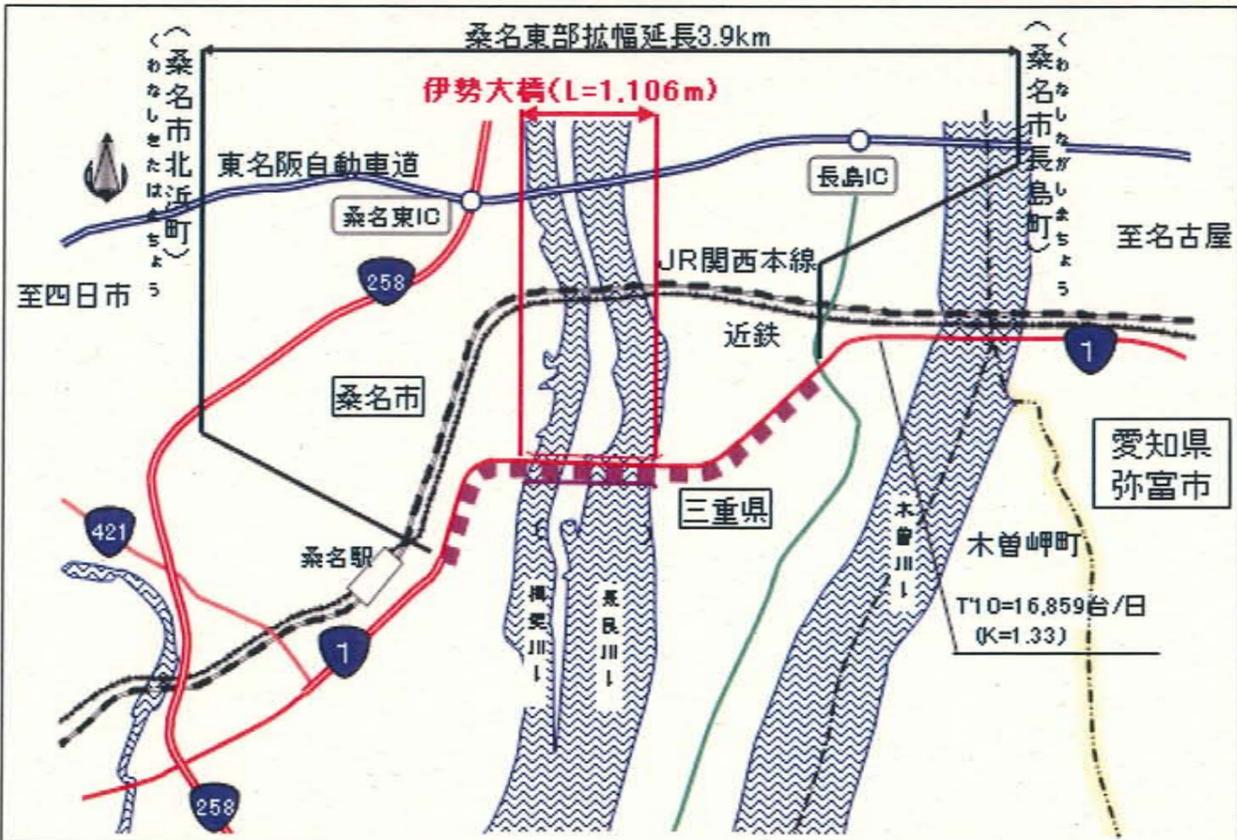
(国土交通省)

「災害時の緊急物資輸送の機能確保」、
 「常時の物流効率化の支援」、
 「交通渋滞の緩和」のため、老朽化の激しい伊勢大橋の早期架け替えが強く求められており、事業推進に必要な事業費の確保を！

「伊勢大橋架け替え」の必要性

- ①長年の雨水・塩害の影響により老朽化が進行（昭和9年度竣工）
- ②地盤沈下により、伊勢大橋（現橋）断面が計画高水位を下回る
- ③伊勢大橋（現橋）の耐荷力不足により、ISO（国際標準化機構）規格コンテナの輸送が一部制限（20t超過車両）
- ④桑名東部拡幅区間におけるkmあたりの渋滞損失時間は依然として高く、三重県内の国道平均の約2.8倍に相当

<中堤上流からの全景>
 *昭和9年度竣工（79年経過）



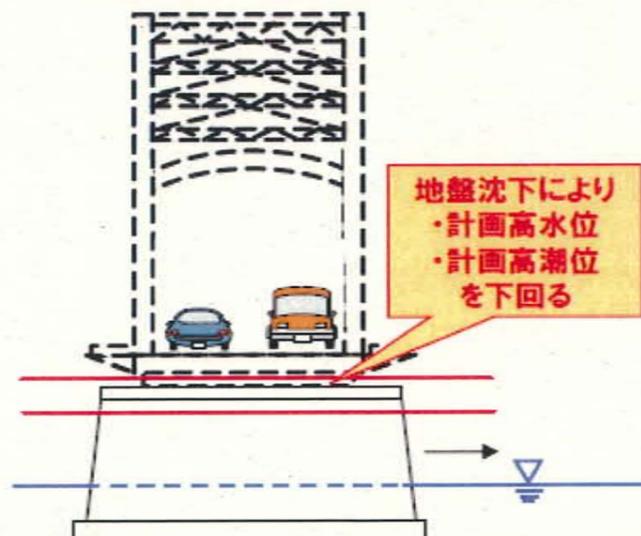
●老朽化を応急補修等により維持している状況

<補修塗装工事前の状況>



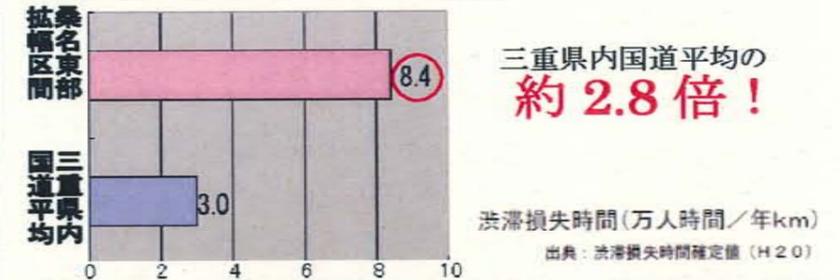
●地盤沈下により、計画高水位を下回る箇所が存在

[伊勢大橋（現橋）断面図]



耐震補強対策は、河積阻害率等の課題により困難

●交通渋滞の緩和・解消が必要



●耐力不足によるコンテナの陸上輸送の一部制限

長良川・揖斐川断面 大型車交通量 ※H17センサス

国道1号：2,447台/日（大混率：15.7%）
 国道23号：28,888台/日（大混率：47.7%）



3 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

地域高規格道路の整備推進に必要な予算の確保を

四日市インターアクセス道路(四日市湯の山道路)、伊勢志摩連絡道路(磯部バイパス)の整備を推進中!!

■ 位置図
(四日市インターアクセス道路、伊勢志摩連絡道路)

三重県内では、四日市インターアクセス道路(四日市湯の山道路)、伊勢志摩連絡道路(磯部バイパス)の整備を推進中!!



■ 四日市インターアクセス道路(四日市湯の山道路)事業を推進中!!



目標
平成30年度
新名神高速道路の開通にあわせた供用!!

連続立体交差事業、街路事業の推進に必要な予算の確保を

近鉄名古屋線連続立体交差事業、松阪公園大口線踏切除却事業を推進中!!

【近鉄名古屋線(川原町駅付近)連続立体交差事業概要図】



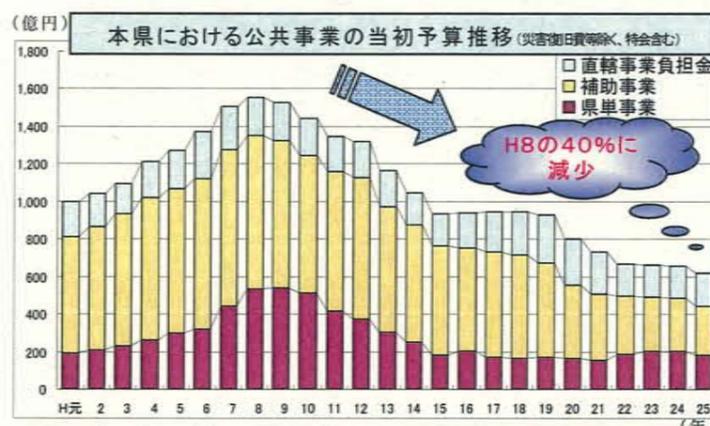
- | | |
|----|--|
| 提言 | 1 四日市インターアクセス道路、伊勢志摩連絡道路の整備推進に必要な予算の確保 |
| | 2 近鉄名古屋線(川原町駅付近)連続立体交差事業や松阪公園大口線など街路事業の推進に必要な予算の確保 |

4 命と暮らしを守る事前防災・減災対策および総合的な老朽化対策への支援

(国土交通省)

防災・減災や老朽化対策等による国土強靱化を推進するためには、
防災・安全交付金の増額など公共事業関係費を充実する必要があります。

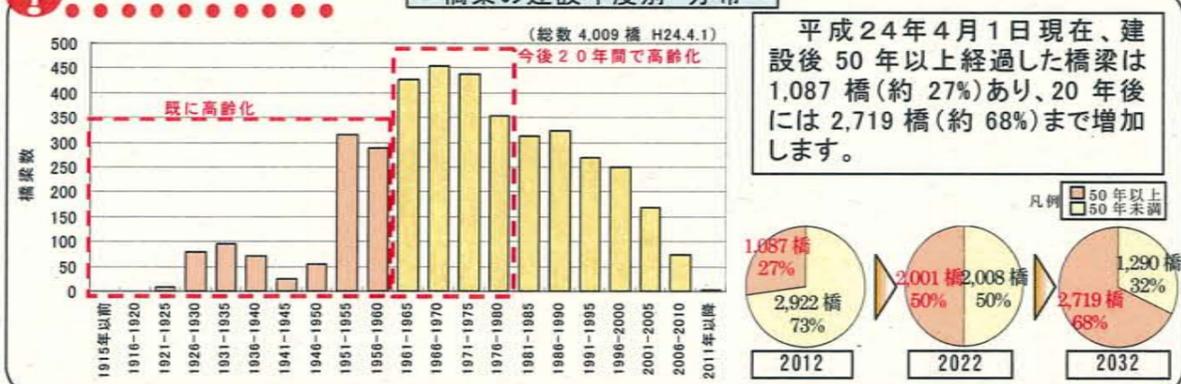
！ 防災・安全交付金の増額 ～国の支援をさらに強化～



！ 維持管理費が建設費を圧迫



！ 急速に進む老朽化



頻発する風水害・土砂災害や切迫する南海トラフ巨大地震・津波に対する備え

事前防災・減災対策が必要



老朽化が進む県管理施設

緊急対応として取組が必要



- 提言
- 1 頻発する風水害・土砂災害や地震・津波に対する事前防災・減災対策、老朽化が急速に進行する公共土木施設の計画的かつ適切な維持管理に取り組むことができるよう、防災・安全交付金の増額など国の支援をさらに強化すること。
 - 2 特に維持管理において、橋梁、河川管理施設、下水道施設など、長寿命化計画等を策定した施設の修繕や更新に必要な財源を安定的に確保するとともに、現在、交付金の対象となっていない小規模な施設の修繕や機器の更新、堆積土砂の撤去などを防災・安全交付金の対象事業とすること。

【県土整備部】

5 頻発する風水害に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

提 言

- (1) 川上ダムの速やかな検証の完了と早期完成
伊賀市三田地区の浸水被害の早期軽減に向けた、国、県、市による「三田地区浸水被害対策会議」における検討の推進
台風18号による災害の早期復旧および木津川河川改修に関する国の支援
- (2) 大規模水害等に備えた治水対策や大規模地震に備えた地震・津波対策として、直轄河川事業を推進すること。
- (3) 大規模水害等に備えた治水対策や大規模地震に備えた地震・津波対策として、直轄海岸事業を推進すること。
- (4) 大規模土砂災害を発生させる深層崩壊に関する調査対象範囲を拡大するとともに、深層崩壊の影響範囲や発生時期を予測する手法を確立すること。
- (5) 抜本的な治水安全度の向上のため、ダム検証で継続が認められた鳥羽河内ダムの整備推進に必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

5 頻発する風水害に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

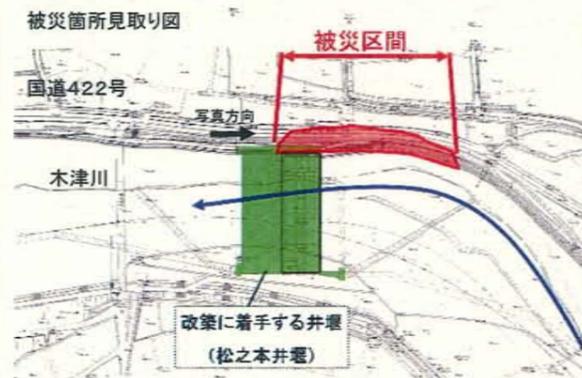
平成 25 年の台風 18 号により、住民生活に影響を及ぼす甚大な被害が発生！

- ・服部川の直轄管理区間において、床上浸水 45 棟など
- ・木津川の県管理区間において、国道を兼用する堤防が洪水により崩壊

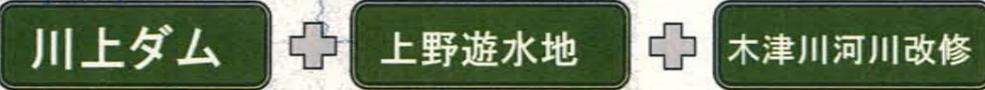
伊賀市三田地区の浸水被害(H25年9月16日)



伊賀市下神戸地区の木津川の被害(H25年9月16日)



木津川流域の治水対策は川上ダム、上野遊水地、木津川河川改修を一体として進めています。



◎被災した施設の復旧はもとより、再度の災害等に備え、治水対策の推進が必要！
◎木津川流域の治水対策には、川上ダム・上野遊水地・木津川河川改修が必要不可欠！

- 提言
- 1 川上ダムの速やかな検証の完了と早期完成
 - 2 伊賀市三田地区の浸水被害の早期軽減に向けた、国、県、市による「三田地区浸水被害対策会議」における検討の推進
 - 3 台風 18 号による災害の早期復旧および木津川河川改修に関する国の支援

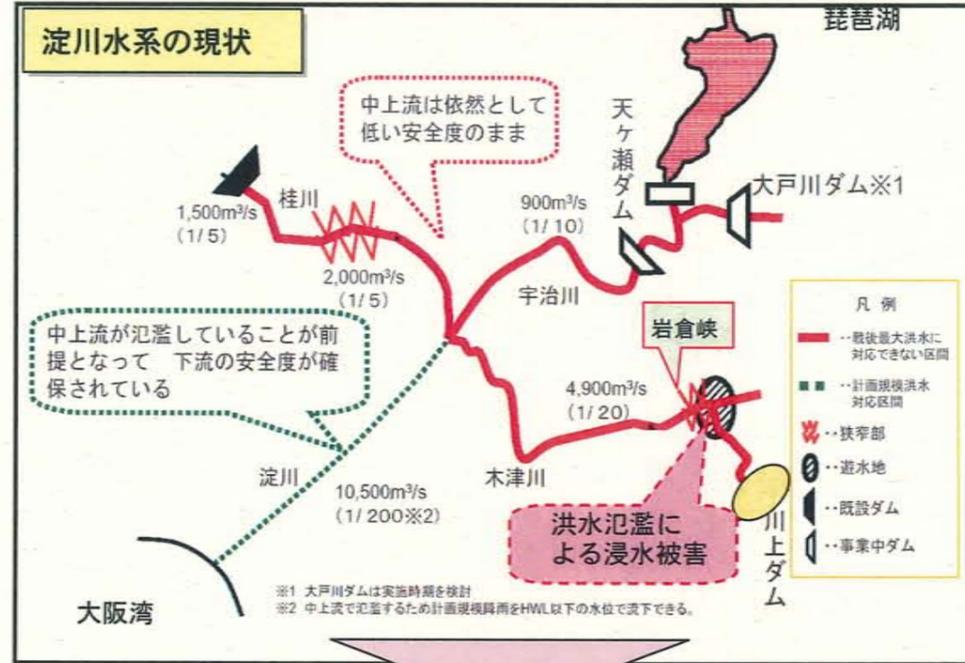
5 頻発する風水害に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

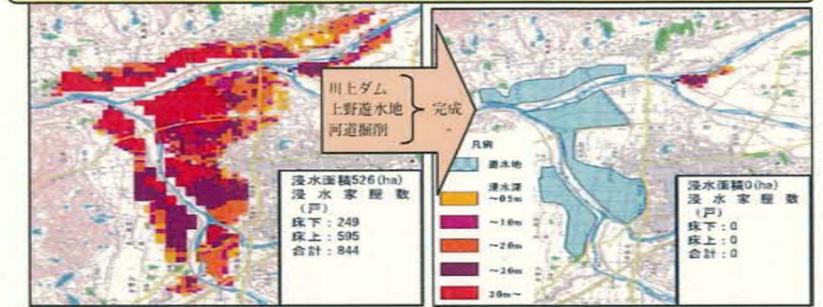
三重県の伊賀地域(木津川上流地域)は、過去から幾多の浸水被害を受け続けてきました。

淀川水系の治水上の安全は、中・上流が氾濫していることが前提となって、下流の安全が確保されています。

川上ダムには、洪水調整や利水の確保などの整備効果があります。



【治水】伊賀地域(木津川上流域)の浸水被害を軽減

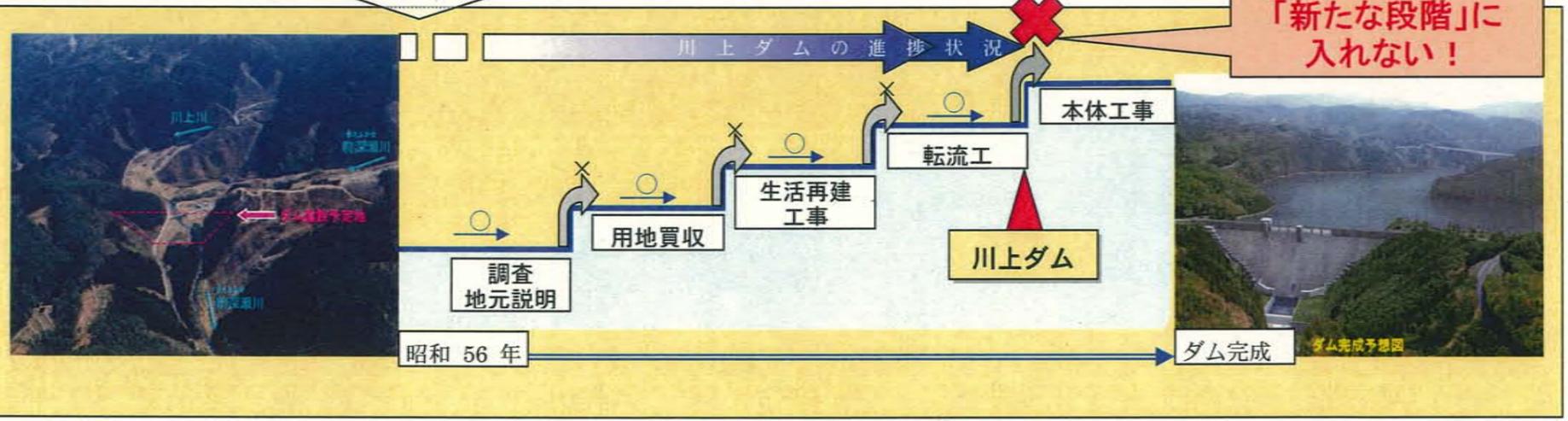


【利水】伊賀市水道の安定供給のための水源確保



伊賀地域の住民は岩倉峽(狭窄部)の開削を要望

苦渋の選択をして国の治水計画を受け入れた(昭和43年)



5 頻発する風水害に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

頻発する洪水被害

平成25年度 服部川 (台風18号)



服部川・柘植川合流部付近 (伊賀市)



平成21年度 雲出川 (台風18号)



雲出川・中村川合流部付近 (津市・松阪市)



平成16年度 宮川 (台風21号)



(伊賀市)



近畿地方整備局木津川上流事務所・中部地方整備局三重河川国道事務所 提供

三重県の直轄管理河川



頻発する集中豪雨、大型化する台風、巨大地震への備えとして
直轄河川の整備推進が必要

(平成25年度事業計画 中部地方整備局、近畿地方整備局提供)

全国防災 耐震対策



①木曾川：源緑・松陰・鎌ヶ地地区、
長良川：西外面地区、
揖斐川：白鷺・城南・吉之丸地区



②鈴鹿川左岸高潮堤防整備・耐震対策



③雲出古川左岸高潮堤防整備・耐震対策



④榊田川新堤護岸整備

宮川床上浸水対策特別緊急事業



着手前

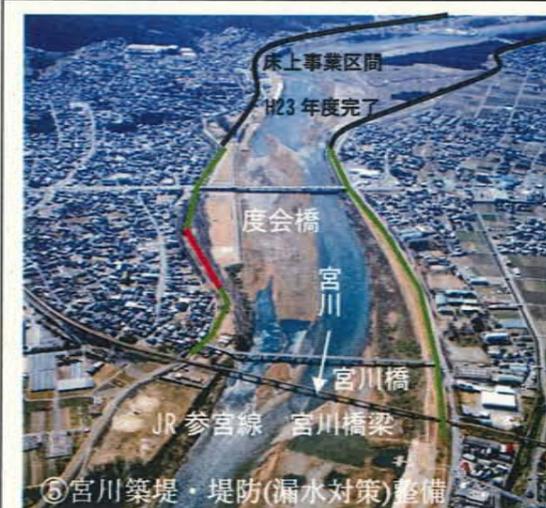
完成

堤防整備箇所の出水時の状況 (宮川右岸)
平成23年9月4日



中部地方整備局
三重河川国道事務所 提供

平成16年洪水と同規模の出水であったが、河道掘削、堤防整備により**浸水被害が大幅に解消**



⑤宮川築堤・堤防(漏水対策)整備



⑥木津川(土流)直轄河川改修事業(土野遊水地)

提言 大規模水害等に備えた治水対策や大規模地震に備えた地震・津波対策として、直轄河川事業を推進すること。

【県土整備部】

5 頻発する風水害に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)



地区名	津 (栗真町屋)(阿漕浦・御殿場)	津 (贊崎)	香良洲	三雲 (鵠・天白)	松阪 (松ヶ崎・獵師・大口・西黒部)
全体事業費(億円)	135.0	42.7	71.3	87.9	48.6
整備期間	H23~H35	H14~H23	H4~H21	H4~H24	H6~H20
整備延長	5.5km	2.2km	2.4km	3.3km	3.1km
H25予算(億円)	8.0	-	-	-	-
備考	H23新規採択箇所				

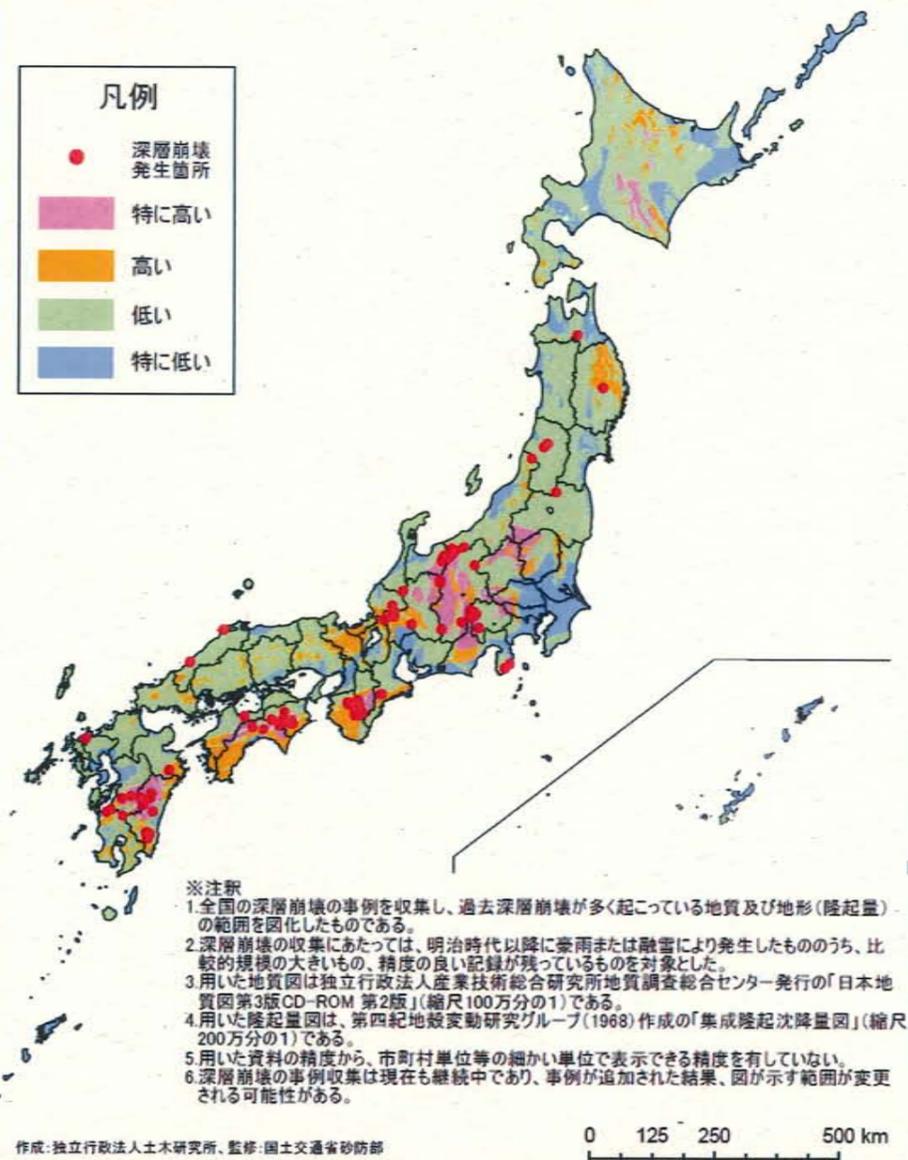
提言 大規模水害等に備えた治水対策や大規模地震に備えた地震・津波対策として、直轄海岸事業を推進すること。

5 頻発する風水害に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

過去の発生事例から得られている情報をもとに深層崩壊の推定頻度に関する全国マップが作成されました。

深層崩壊推定頻度マップ
(平成22年8月 国土交通省公表)

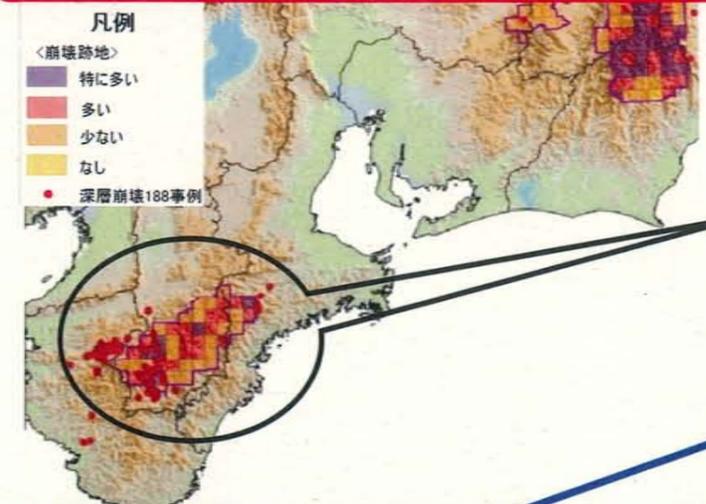


深層崩壊の推定頻度が「高い」地域や過去に発生事例がある地域で未調査

深層崩壊の影響範囲や発生時期の特定が困難

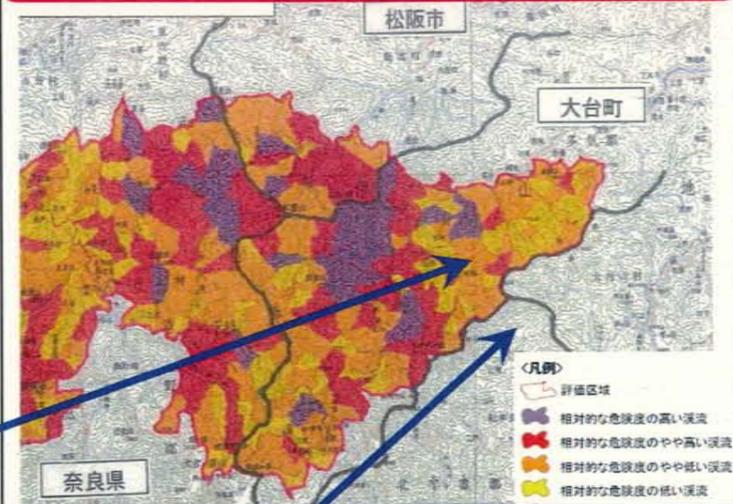
深層崩壊の推定頻度が「特に高い」地域において、深層崩壊の跡地の分布状況から全国的な深層崩壊の発生傾向を整理したマップが作成されました。

深層崩壊跡地密度マップ
(平成24年9月 国土交通省公表)



深層崩壊の推定頻度が「特に高い」地域において、地質条件等が同質の一定区域内における深層崩壊の相対的な危険度を示したマップが作成されました。

深層崩壊渓流レベル評価マップ
(平成24年9月 国土交通省公表)



三重県における深層崩壊の発生事例

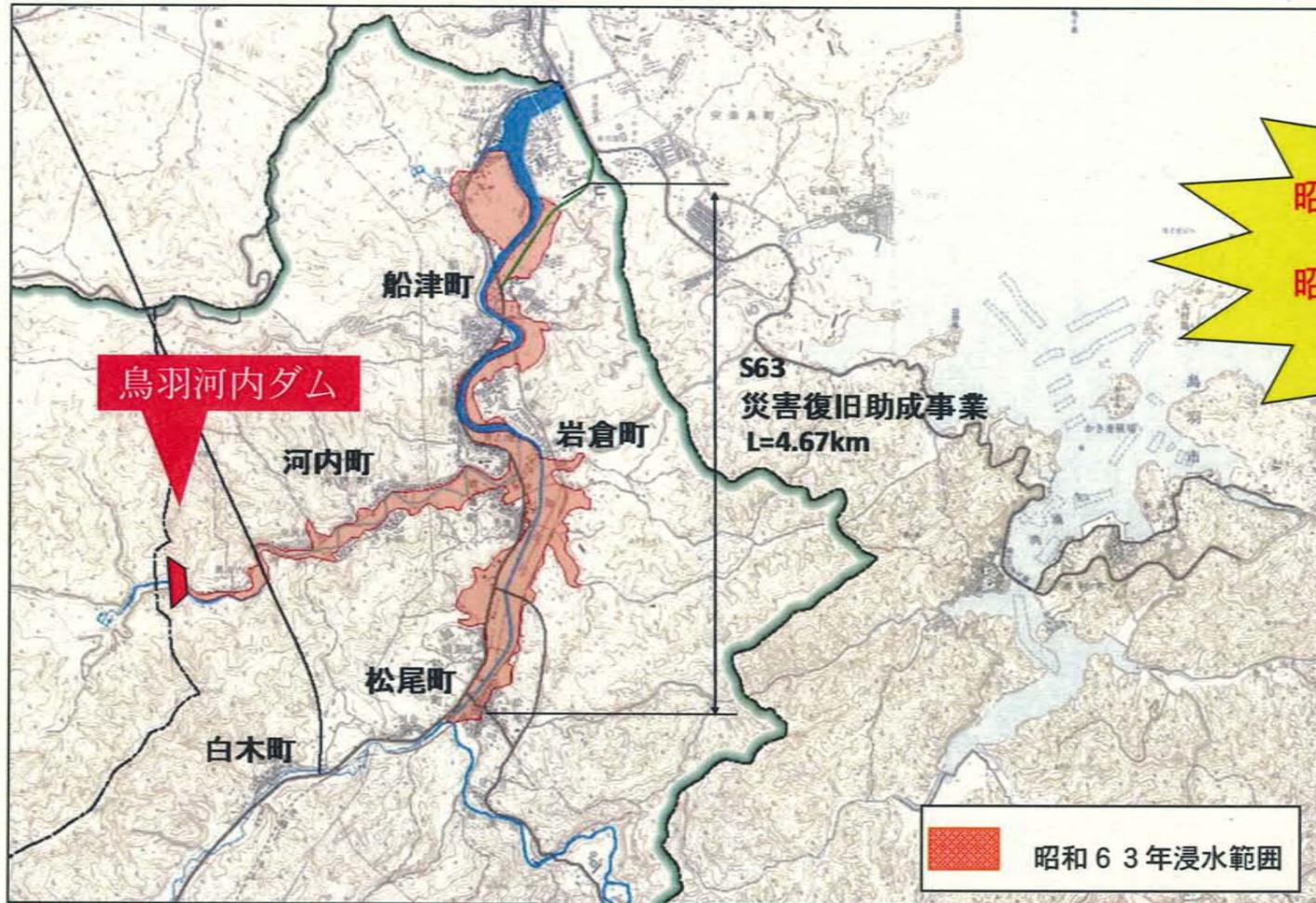
提言

大規模土砂災害を発生させる深層崩壊に関する調査対象範囲を拡大するとともに、深層崩壊の影響範囲や発生時期を予測する手法を確立すること。

【県土整備部】

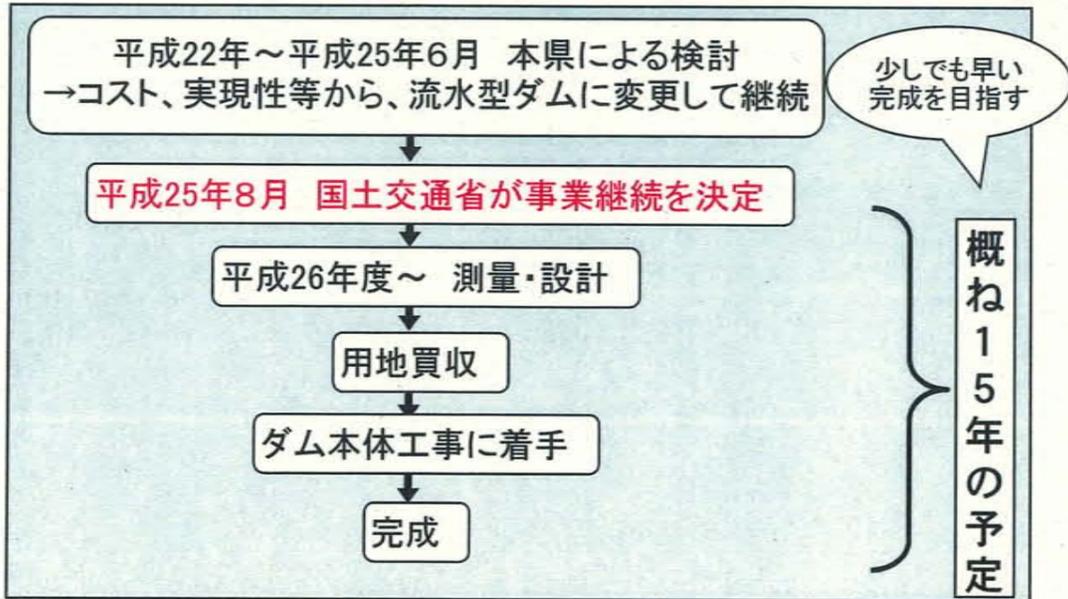
5 頻発する風水害に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)



二級河川加茂川水系は、過去幾度となく、洪水氾濫による浸水被害が発生！

昭和57年
死者1名 浸水戸数46戸
昭和63年
死者4名 浸水戸数72戸 等



過去の洪水で被害を受けた地域における再度の被害防止、抜本的な治水安全度の向上を図るため、鳥羽河内ダムの整備を着実に推進する必要があります。



提言 抜本的な治水安全度の向上のため、ダム検証で継続が認められた鳥羽河内ダムの整備推進に必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

6 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

(内閣府)(国土交通省)

提 言

- (1) 大規模地震発生の際の切迫性が高い地域において、急がれる河川・海岸堤防の耐震対策などのハード対策、海岸堤防の補強など地域のニーズを踏まえたきめ細かな対策を進めるため、防災・安全交付金に係る予算の確保など国の財政支援を強化すること。

大規模地震発生の際の切迫性が高い地域において、急務である河川河口部の堤防補修を防災・安全交付金の対象事業とするように支援制度を拡充すること。

木造住宅のさらなる耐震化促進のための耐震補強補助金の増額、住宅の除却に対する補助の新設など支援制度を拡充すること。

不特定多数が利用する大規模建築物等の耐震化促進に向けた、地域の元気臨時交付金の充当期限の延長や要件の緩和など財政支援を強化すること。

- (2) 大規模地震発生の際の切迫性が高い地域において、下水道の耐震化・津波対策など地域のニーズを踏まえたきめ細かな対策を進めるため、防災・安全交付金に係る予算の確保など国の財政支援を強化すること。

- (3) 民有の海岸保全施設の老朽化・耐震対策への支援制度を創設すること。

国有港湾施設については国の責任で補修を実施すること。

直轄港湾改修費の予算確保を図ること。

防災・安全交付金の補助対象施設の拡大及び予算確保を図ること。

維持浚渫に対する補助制度の創設、適債条件を緩和すること。

【県土整備部】【四日市港管理組合】

6 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

(内閣府) (国土交通省)

急がれるハード対策やきめ細かな対策を進めるための支援の強化を！

強力にハード対策を推進

- ・海岸堤防の整備・耐震対策の実施
- ・河川堤防の整備・耐震対策の実施
- ・緊急輸送道路の整備
- ・港湾耐震岸壁の整備
- ・急傾斜地崩壊対策の実施 など



きめ細かな対策を推進

- ・海岸・河口部堤防等の補強・補修
- ・避難階段の設置
- ・水門・防潮扉の遠隔操作化・動力化
- ・道路の構造強化、橋梁の耐震化
- ・下水道の耐震化・津波対策 など



地域のニーズに適切に対応

機能確保のため、堤防等施設の補強等の事業への支援の拡充を！

洪水・高潮対策

伊勢湾台風(S34.9)

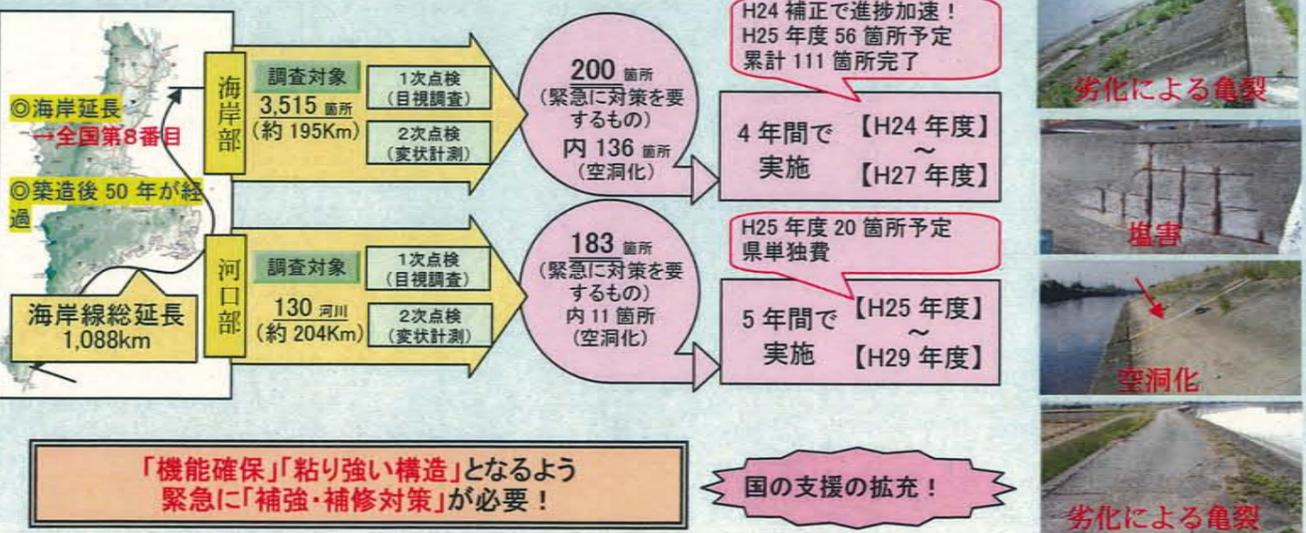
→河川改修や海岸堤防の整備などの治水を推進

◎河川 洪水(概ね60mm/hに対応) ◎海岸 高潮(伊勢湾台風級に対応)
◎河川 高潮(伊勢湾台風級に対応) ◎海岸 高波(既往最大に対応)

脆弱箇所への対応

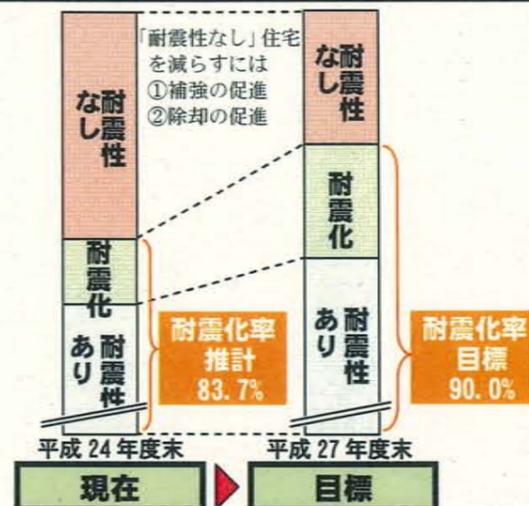
機能回復の対策を効率的、効果的に行うため調査を実施

機能低下した堤防の補強



住宅の耐震化促進のための支援制度の充実を！

- ◎耐震補強補助金の増額
国費による30万円上乗せ補助復活
- ◎防災を主目的とした住宅の除却に対する補助の新設

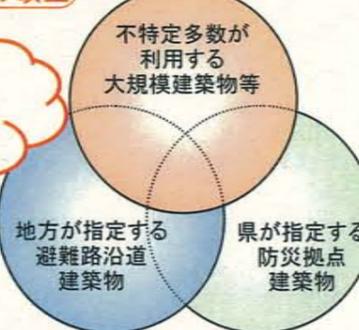


大規模建築物等の耐震化促進のための財政支援の強化を！

国による耐震改修促進法の改正と支援制度の拡充

耐震改修促進法の改正

耐震診断義務化及び診断結果の公表



支援制度の拡充

耐震診断		耐震改修	
国	補助金 1/2	国	補助金 1/3
地方	補助金 1/2	地方	補助金 1/3
		事業者	1/3

※地方が補助制度を整備している場合、国の実質補助率を1/3から1/2に拡大

※地方が補助制度を整備している場合、国の実質補助率を11.5%から1/3に拡大

多額な予算措置の必要性

耐震診断が義務化される全ての建築物に対して、耐震診断費の1/2及び耐震改修費の1/3を地方が負担した場合

地方負担額 約220億円

財源確保が大きな課題

財政支援の強化!

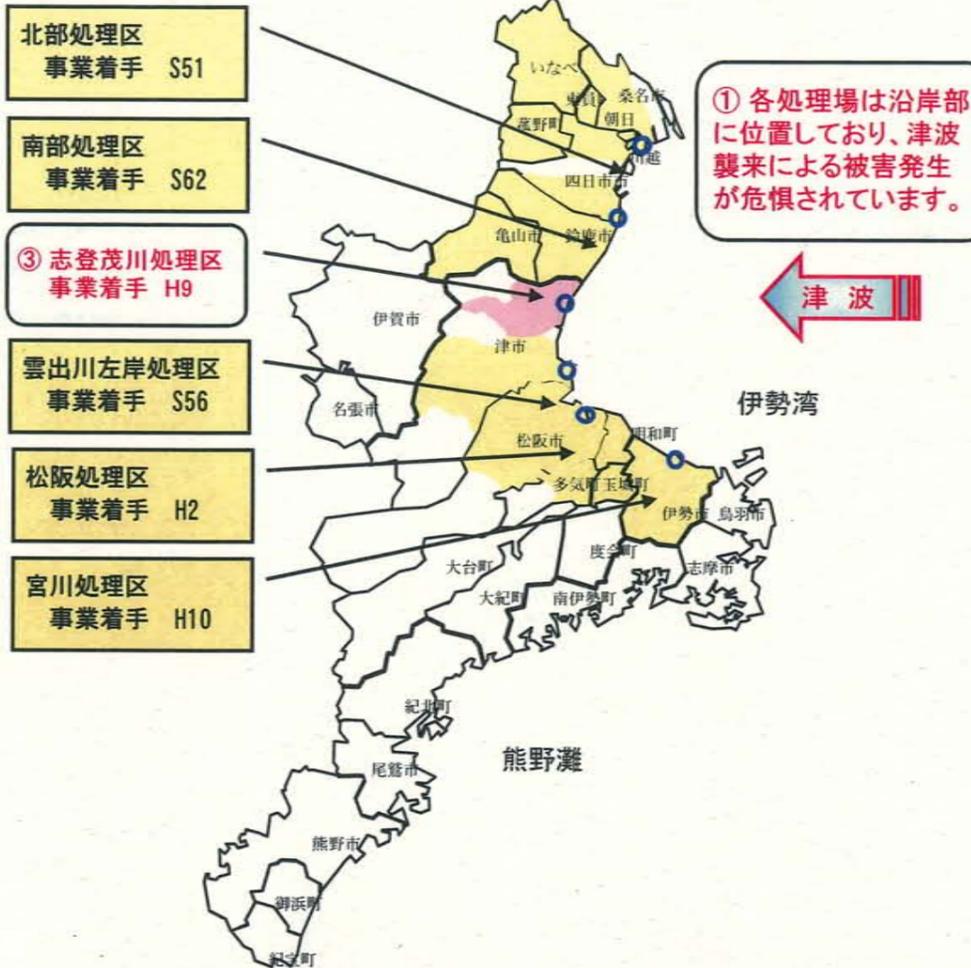
- 地域の元氣臨時交付金の充当期限の延長(地域の元氣臨時交付金を平成26年度以降も充当できるように充当期限を延長していただきたい。)
- 新たな財政支援の措置

- 提言
- 1 大規模地震発生時の切迫性が高い地域において、急がれる河川・海岸堤防の耐震対策などのハード対策、海岸堤防の補強など地域のニーズを踏まえたきめ細かな対策を進めるため、防災・安全交付金に係る予算の確保など国の財政支援を強化すること。
 - 2 大規模地震発生時の切迫性が高い地域において、急務である河川河口部の堤防補修を防災・安全交付金の対象事業とするように支援制度を拡充すること。
 - 3 木造住宅のさらなる耐震化促進のための耐震補強補助金の増額、住宅の除却に対する補助の新設など支援制度を拡充すること。
 - 4 不特定多数が利用する大規模建築物等の耐震化促進に向けた、地域の元氣臨時交付金の充当期限の延長や要件の緩和など財政支援を強化すること。

6 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

(国土交通省)

三重の流域下水処理場



② 設備の劣化状況(汚泥脱水機)



① 下水道処理施設の耐津波対策

宮川浄化センター

津波高=T.P.+3.40
 地盤高=T.P.+1.50

被害発生

浸水被害

設備の損傷

【耐津波対策】

- ・構造躯体の補強
- ・揚水設備区画の水密化
- ・開口部の閉鎖
- ・漂着物の衝突を防止 等

大規模地震に伴う津波襲来の切迫性が高いため、早急な耐津波対策が必要です。

② 下水道処理設備の長寿命化対策

年度	通常改築 (億)	長寿命化対策 (億)
H25	33	11
H26	41	11
H27	38	11
H28	22	11
H29	36	11

【長寿命化対策】

設備の定期的な点検を実施し、致命的欠陥に繋がる前に対策を講じる、予防保全的な維持管理を実施するものです。これにより、維持管理費の「縮減」及び「平準化」を図ります。

下水道施設の安定運転を維持するため、設備の計画的な「補修・改築」が必要です。

③ 志登茂川処理区の早期供用開始 (未供用の流域下水)

水処理施設
 ポンプ機械棟
 管理棟
 汚泥棟
 志登茂川幹線

【供用開始までの残事業】

- ・ポンプ機械棟(建築・機械・電気)
- ・汚泥棟(建築・機械・電気)
- ・管理棟(建築・機械・電気)
- ・水処理施設(機械・電気)
- ・幹線管渠(志登茂川幹線・安濃幹線)

平成29年度の供用開始を目標としており、整備完了までに、約90億円の国費が必要です。

提言 大規模地震発生の切迫性が高い地域において、下水道の耐震化・津波対策など地域のニーズを踏まえたきめ細かな対策を進めるため、防災・安全交付金に係る予算の確保など国の財政支援を強化すること。

【県土整備部】

6 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

(国土交通省)

現状

- 南海トラフ巨大地震が発生した場合、国が公表した被害想定によれば、地震の揺れや津波により、三重県内で約43,000人の死者が発生し、四日市港の背後地においても一部地域が津波による浸水域となるとされています。
- 四日市港臨海部には、我が国の産業を支える国内有数のコンビナートが立地しており、コンビナートが被災した場合、コンビナートへの被害だけでなく、背後の市街地への影響や港湾機能への影響が生じることが懸念されます。
- 四日市港は、地震や津波による被害の発生防止、被災した場合の早期復旧という観点から重要な役割を担っており、早急に防災・減災対策を進める必要があります。

南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、四日市港の強靱化が喫緊の課題

コンビナート地域における民有の海岸保全施設の老朽化・耐震対策への支援制度の創設

耐震化が必要な民有の海岸保全施設 1.0km



<課題>

■ 民有施設の老朽化・耐震対策に対する支援制度がない

1 民有の海岸保全施設の老朽化・耐震対策への支援制度を創設すること。

国による国有港湾施設の補修の実施



劣化が進む国有港湾施設

<課題>

■ 国の施設は、国が責任をもって施設を維持していくことが必要

2 国有港湾施設については国の責任で補修を実施すること。

災害時のアクセスのリダンダンシー機能を確保する臨港道路霞4号幹線の早期整備



<課題>

■ 背後地へのアクセス道路が霞大橋1本のみ

■ 早期供用が必要

※ H24年度末現在 事業進捗約5割

3 直轄港湾改修費の予算確保を図ること。

港湾管理者が実施する海岸保全施設及び港湾施設の老朽化・耐震対策への国の支援の充実

海岸保全施設・港湾施設の老朽化・耐震対策

現在、耐震対策を実施中の富田港地区 (平成28年度完成予定)



<課題>

■ 海岸保全施設の総延長21.7kmのうち、6.1kmが現行の耐震基準を満たしていない

■ ポンプ場などの津波対策を担う重要な海岸保全施設について補修が補助対象となっていない

■ 係留施設延べ11,578m中経過年数50年以上が4,332m ⇒【全体の37%】(参考) 全国平均約7%



部品の交換は補助対象外

経年劣化しているポンプ部品



鉄筋コンクリートの劣化 棧橋式岸壁の下面

4 防災・安全交付金の補助対象施設の拡大及び予算確保を図ること。

航路・泊地の維持浚渫の実施



7年間 (H19~25年度) の実績: 約13億円

<課題>

■ 定期的発生する航路・泊地の維持浚渫の実施費用の確保が困難

5 維持浚渫に対する補助制度の創設、適債条件を緩和すること。

7 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業

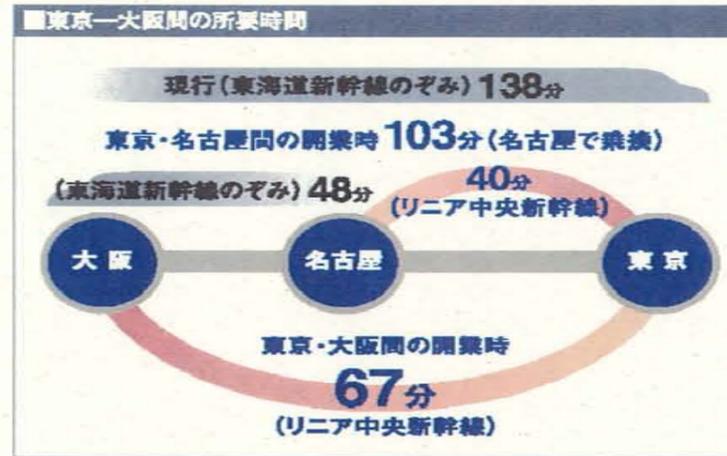
(国土交通省)

現
状

JR東海は、東京・名古屋間については、環境影響評価準備書を公告し、ルートや駅の概要を示しています。

JR東海の計画では、平成39年に東京・名古屋間を開業し、その18年後(平成57年)に大阪まで整備するとしています。

【リニア中央新幹線ルート概念図】



【JR東海の計画】



課
題

- ① リニア中央新幹線の整備効果が遺憾なく発揮されるためには、全線同時開業が必要であるとともに、JR東海の経営努力だけでは実現が困難であることから、国による積極的な関与が不可欠です。
- ② 名古屋・大阪間のルートは、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えたルートとすることが重要です。
- ③ 中間駅は、その便益が紀伊半島全体に広がるような位置への設置が重要であり、JR東海による早期の駅位置の決定・公表が必要です。

リニア中央新幹線、三重・奈良ルートの早期実現を。

三重県観光キャンペーン
～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～

TO MIE <<三重へ。>>

TO NARA <<奈良へ。>>

NaraKiKiManyo Project 2012-2020
なら紀紀・万葉
記紀・万葉の扉が開く、ようこそ、ほんものの奈良へ。

リニア中央新幹線建設促進三重県・奈良県経済団体連合協議会

提
言

- 1 リニア中央新幹線の全線同時開業を実現するための具体策を早急に検討し、方策を示すこと。
- 2 ルートは、災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとすること。
- 3 中間駅は、その便益が紀伊半島全体に広がるような、交通結節性の高い位置とし、早急に駅の概略位置を決定し、公表すること。

8 地方が進める防災・減災対策を促進するための財政支援の拡充

(総務省)

現
状

- 「緊急防災・減災事業」は、県内市町においても、平成25年度に約24億円、26年度に44億円、27年度以降に78億円の活用が予定されています。しかし、平成26年度の措置については、予算編成過程で検討するとされており、先行きは不透明な状況です。
- 県においても、県独自の「地域減災対策推進事業(予算額3.2億円)」より、県内市町の取組を最優先で支援していますが、南海トラフ巨大地震対策を進める市町からの要望は予算額を大幅に上回っています。
- 県では、大規模災害発生時における支援・受援の重要な拠点として、これまでに4地域(5施設)の広域防災拠点施設を整備しました。残る県北勢地域の施設についても整備に向けた検討を進めています。
- 防災ヘリコプターは、本県の救急・救助活動、災害応急対策活動等に必要不可欠となっていますが、平成4年度の導入後20年が経過し、機体の更新が必要な状況となっています。

課
題

- ① 地方が危機感を持って集中的に進めている防災・減災対策にブレーキをかけることなく、一層取組を推進するためにも、緊急防災・減災事業債と同等の財政支援制度の継続・拡充が求められています。
- ② 南海トラフ巨大地震で大きな被害が想定される県南部地域の市町は財政基盤が脆弱で支援が必要ですが、県としての財政支援にも限界があります。
- ③ 設置に向けた検討を進めている県北勢地域の広域防災拠点施設は、東日本大震災や紀伊半島大水害での災害対応活動を踏まえ、物資や人的支援の受入口としての機能、広域応援部隊の後方支援を補完する機能などが求められています。また、既存の施設についても機能強化や備蓄資機材の見直し等が必要であり、その財政的な負担が大きくなることを見込まれています。
- ④ 複雑、多様化する災害への対応や質の高い広域的かつ迅速な消防防災活動の展開、本県の緊急消防援助隊の機能強化等を目的として、より性能の高い防災ヘリコプターの導入が求められています。

提
言

南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備え、地方公共団体が地域の特性に応じて危機感を持って集中的に進めている防災・減災対策を促進するため、緊急防災・減災事業債と同等の財政支援措置を継続・拡充すること。

取組にブレーキをかけないためにも、**財源の確保が必要！！**

地方において地域の特性に応じた防災・減災対策の推進が急務！

- ・「緊急防災・減災事業債」は、必要な防災・減災対策に活用でき、地方の取組を後押し
- ・県は地域減災対策推進事業(地域減災力強化推進補助金)で市町の取組を支援
- ・国による南海トラフ巨大地震の被害想定公表等を受け、実施すべき対策も拡大
- ・**しかし、26年度分の取扱いは、予算編成過程で検討するとされ、先行きが不透明！！**

26年度以降の
財源確保が
急務！！

強くしてしなやかな地域社会を実現するためにも、
緊急防災・減災事業債と同等の財政支援措置の継続・拡充が必要！

これにより、地方の防災・減災対策が大きく前進！！

- ・南海トラフ巨大地震の経済的被害想定規模を鑑みれば、新たな枠組みを創設し、社会資本整備による防災・減災対策を進めていくことによって、**将来復興経費を大幅に削減することが可能に！**
- ・財源を確実に確保し、各地域の実情に応じた対策を**国、県、市町が一体となって推進することで施策の効果を最大限に引き出すことが可能に！**

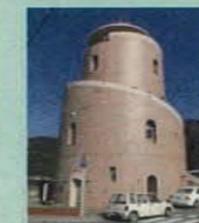
広域防災拠点の整備・機能強化



防災行政無線の整備



津波避難タワーの整備



防災ヘリコプターの更新



公共施設の高台移転耐震化



避難所・施設の耐震化

9 竜巻等突風への予測技術等の充実・強化

(内閣府、国土交通省)

(1) 現状

- 近年、茨城県や埼玉県などで、竜巻による甚大な被害が発生。
- 本県においても、本年9月に伊勢市、志摩市で、竜巻による被害が発生。

(2) 課題

気象庁は、都道府県単位で「竜巻注意情報」を発表し、また「竜巻発生確度ナウキャスト」により発生確度の高い地域を予測していますが、現行では、これ以上詳細な地域の予測が困難。



全国的にも、竜巻等による甚大な被害が発生しており、竜巻等突風の予測精度の向上、対策措置が喫緊の課題。

【竜巻による被害】(伊勢市、志摩市)



屋根瓦がめくれた住家〔三重県撮影〕



上空から見た被害家屋等〔三重県撮影〕



スレート屋根が飛散した非住家〔津地方気象台提供〕



飛散物が散乱した非住家〔伊勢市提供〕

【本年9月の竜巻被害】

	半壊 (棟)	一部損壊 (棟)
伊勢市	1	52
志摩市	2	31

〔平成25年10月25日現在〕

【竜巻注意情報の発表例】

〇〇県竜巻注意情報 第1号
平成××年4月20日10時27分 △△地方気象台発表

〇〇県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づいている場合は、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、20日11時30分まで有効です。

〔気象庁ホームページより抜粋〕

提言 竜巻等突風に関する防災気象情報について、更なる観測網の整備等気象監視・予測技術の充実・強化を図るとともに、竜巻等突風の対策を早急に講じること。

10 みえライフイノベーション総合特区の推進

(内閣府、厚労省、経産省、消費者庁、財務省)

現状

「みえライフイノベーション総合特区」(平成24年7月25日指定)

総合特区の中心的な取組

- ① 統合型医療情報データベース (医療情報DB)の構築・運用
- ② みえライフイノベーション推進センター (MieLIP)を県内7ヶ所に整備・運営

国の財政的支援

厚生労働省と協議中

経済産業省補助金獲得 (25年度単年度)

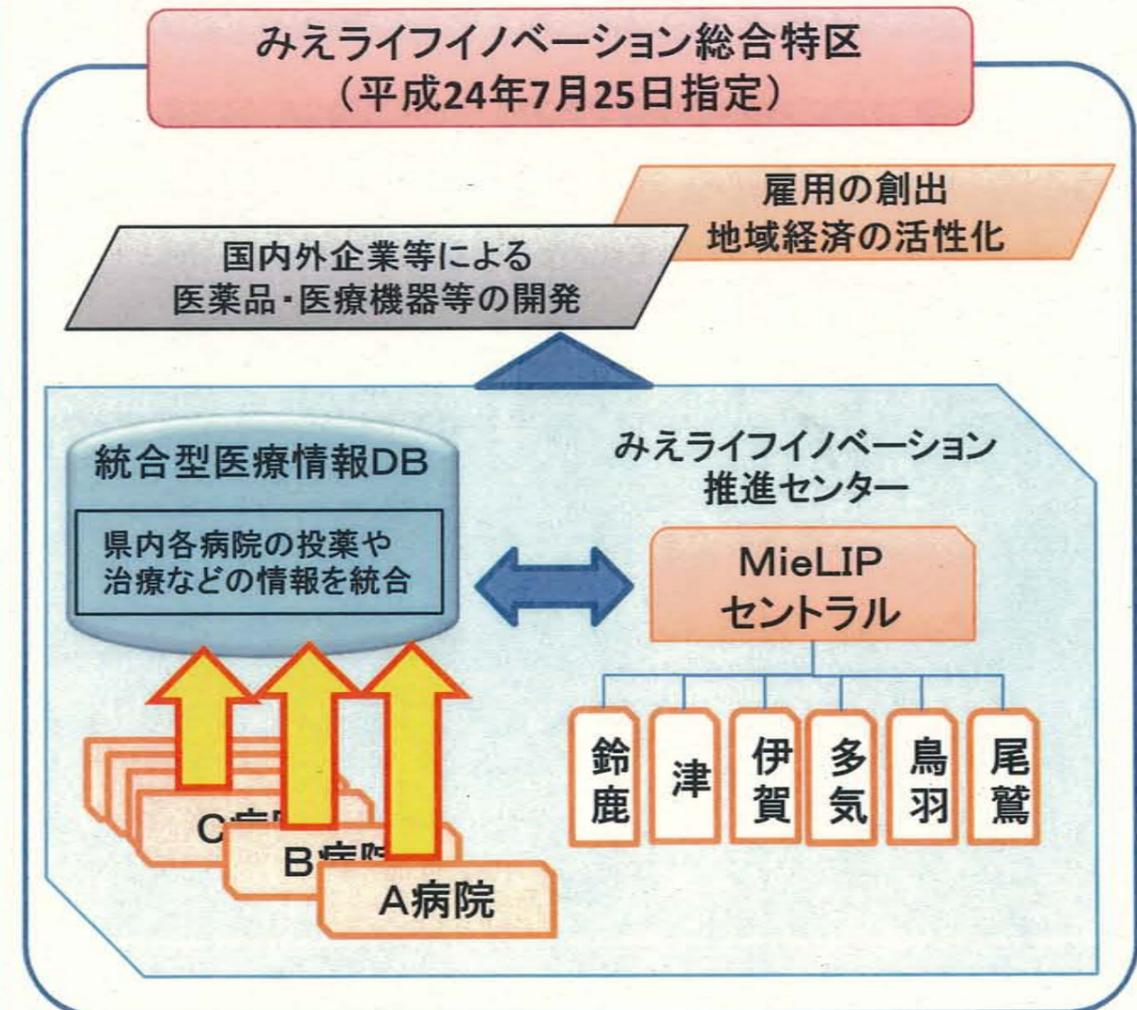
26年度以降分も経済産業省と協議予定

課題

- ① 医療情報DBの早期構築・運用 → 財政的支援必要
- ② MieLIPの運用 → 26年度以降の財政的支援必要
- ③ 機能性食品の効能表示 → 表示制度の規制緩和必要
- ④ 総合特区制度のさまざまな課題 → 制度の見直し必要

提言

- 1 「みえライフイノベーション総合特区」の核となる統合型医療情報データベースの構築・運用に必要な財政的支援及び、みえライフイノベーション推進センターを継続的に運用するための財政的支援について優先配分すること。
- 2 「みえライフイノベーション総合特区」において、機能性食品の表示の拡大、研究開発を促進するための研究開発税制の恒久化など規制の特例措置等を実現すること。
- 3 総合特区の指定を受けた地域に財政的支援を優先的に配分する制度に改革すること。



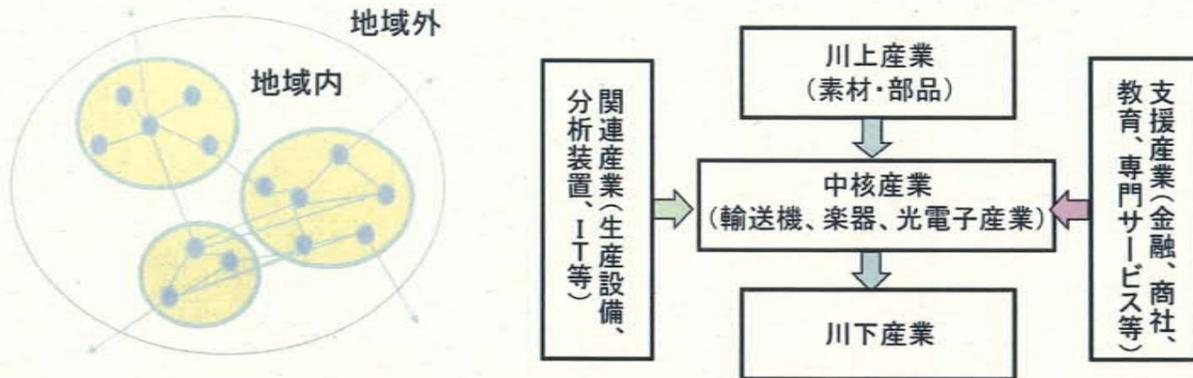
【健康福祉部】

11 ICT・ビッグデータを活用した産業振興

(経済産業省)

企業は取引によって有機的につながっており、その中心的な役割を果たす「ハブ企業」が存在

＜地域における企業ネットワークのモデル＞



「産業クラスターの自立的発展に向けて」(東京大学 坂田一郎氏)より

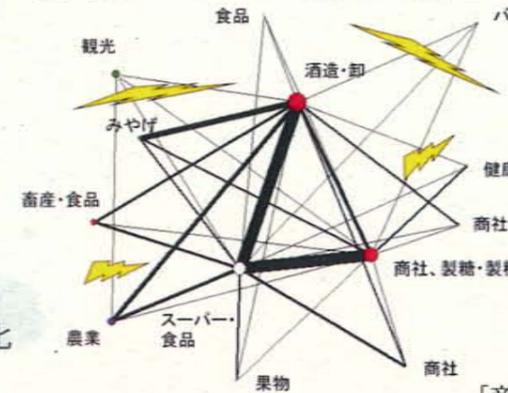
企業ネットワーク情報を把握・分析することで、ネットワーク内での経済波及効果を効果的に向上させることが可能

しかし、企業のアクティブな動きは膨大な情報量(ビッグデータ)であり、把握が困難

これら情報の把握・分析にはICTの活用が不可欠

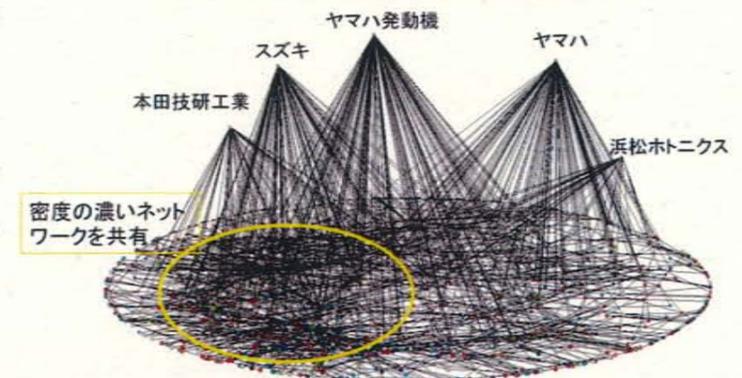
- ・業種・系列の間に存在する「溝」が明確化
- ・大きな経済波及効果につながる「ハブ企業」を起点としたネットワークの明確化

＜可視化で見た「構造的溝」＞



データの分析で、つながりの強弱を可視化

＜地域における分析事例(浜松地域)＞



「産業クラスターの自立的発展に向けて」(東京大学 坂田一郎氏)より

より精度・効果の高い

- ・行政における産業政策の立案や、企業における経営戦略の立案及び実行
- ・事業者における新たなビジネスモデルの構築

に有効!

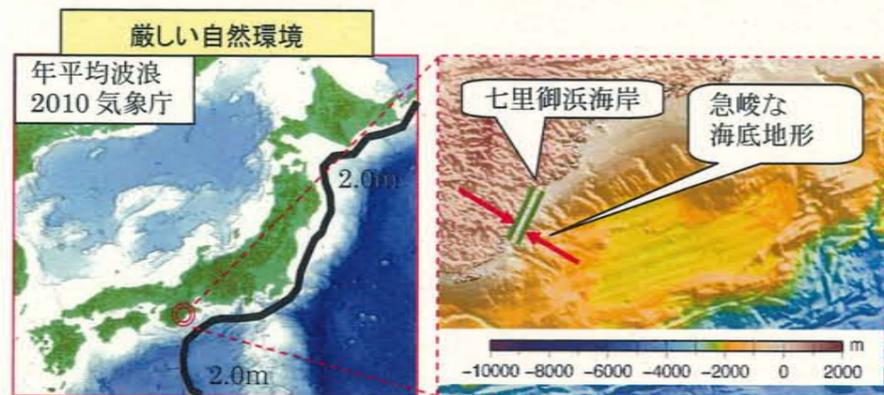
提言

- 1 企業ネットワーク情報(業種間の「溝」や企業取引間の「ハブ企業」等)を活用し、地域の産業集積のさらなる競争力強化を図るため、ICT・ビッグデータによる企業ネットワーク情報の収集・分析に対する財政的支援や制度を創設すること。
- 2 また、ICT・ビッグデータを活用した新たなビジネスモデルの構築に向けて、事業者のビジネスモデルの検討や地域をフィールドとしたモデルプロジェクトのための財政的支援や制度を創設すること。

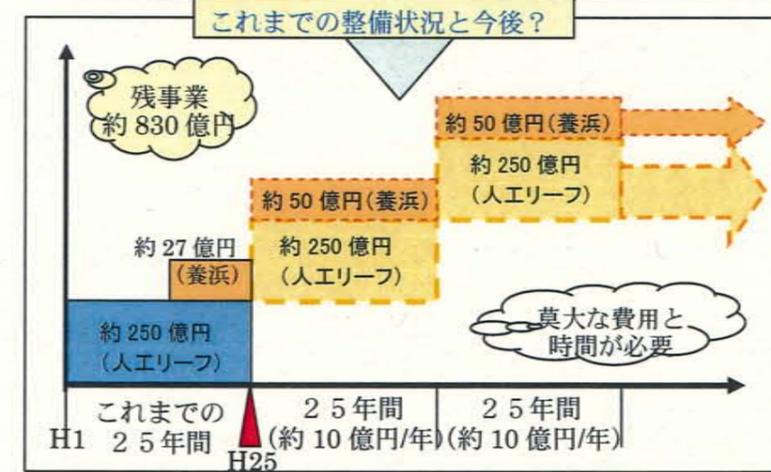
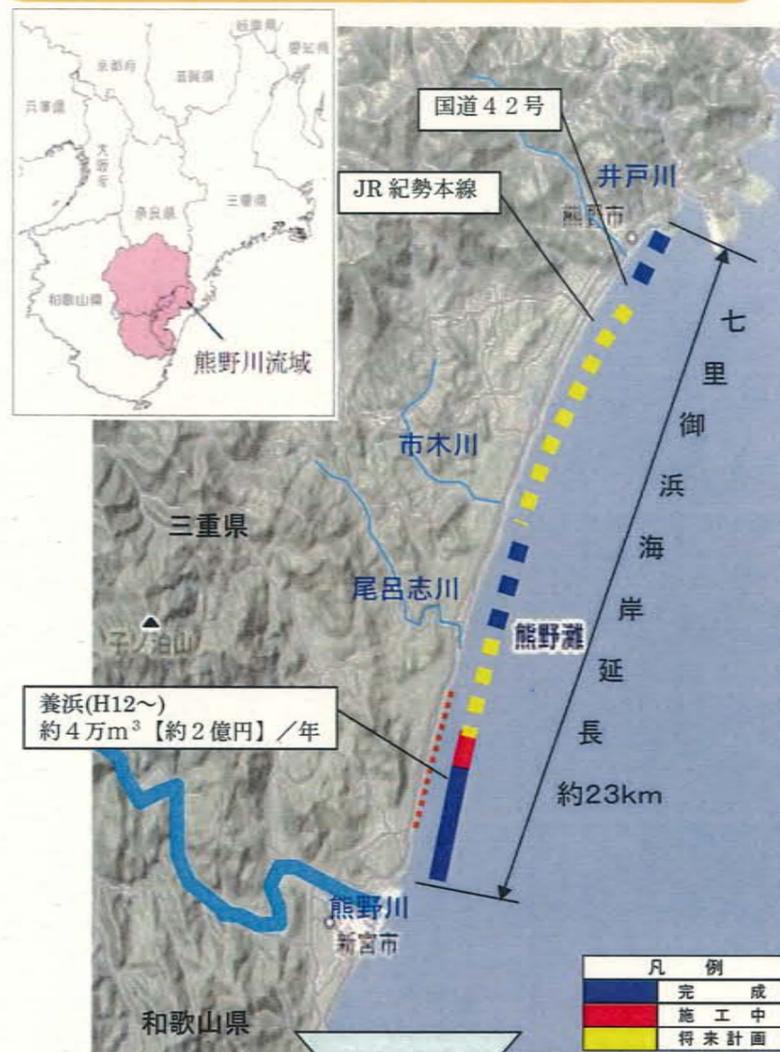
12 七里御浜海岸における侵食対策の直轄事業化

(国土交通省)

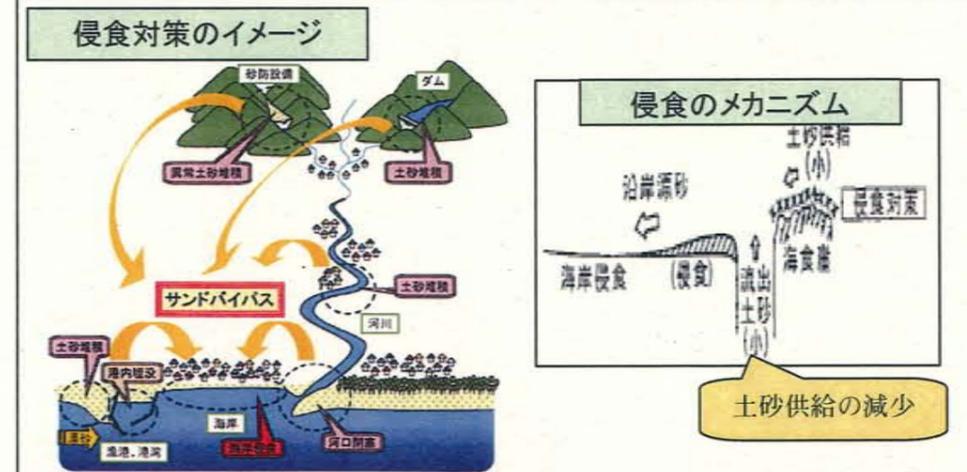
七里御浜海岸は、熊野古道の「浜街道」として世界遺産に登録され東紀州地域を代表する地域資源です。また、背後地の防護機能も有していますが、急峻な海底地形や太平洋の高波など厳しい自然環境のもと、著しく侵食が進んでおり、年々海浜が後退しています。



七里御浜海岸は、海岸延長が約23kmに及び、また前浜が消失するなど侵食が著しいことから、大規模な侵食対策が必要です。



世界遺産保護や環境負荷低減のため、新技術・新工法を活用した侵食対策が必要です。また、継続的な土砂供給確保のため、複数県にわたる熊野川流域の土砂管理や、複雑な土砂供給の解析が必要です。



工事規模著しく大

- 海岸延長が長く、著しく侵食が進む中、大規模な対策が必要
- 南海トラフ巨大地震に備えた地震・津波対策が必要

直轄事業化

高度の技術

- 新技術・新工法を活用
- 土砂吸引輸送工法によるサンドバイパス (例えば、波力発電などの自然エネルギーを利用)
- サンドバック工法による人工リーフの被覆
- 景観に配慮した緑の防潮堤、潜突堤の整備

高度の機械力

複数県に跨る

- 熊野川の総合土砂管理
- 複雑な土砂供給の解析

提言 発生が懸念される南海トラフ巨大地震の津波対策が急がれる中、七里御浜海岸における侵食対策については工事規模が著しく大きく、高度の技術、高度の機械力等が必要となることから、直轄事業化すること。

13 新宮川水系(熊野川)の総合的な治水対策のさらなる推進

(国土交通省)

被害が甚大

平成23年9月の台風12号に伴う未曾有の降雨により計画規模を超える洪水によって広域で甚大な被害が発生!

複雑で特異

熊野川流域は、日本有数の多雨地帯でありながら、河川やダムの管理者が複数・複雑に存在しており、上下流一貫した対策が必要!

相野谷川周辺の災害復旧への取組

相野谷川における復旧の実施にあたっては激甚な被害を踏まえ、国、三重県、紀宝町が連携し、**地元の意向を十分踏まえつつ進める**ことが重要

「相野谷川沿川における災害復旧のあり方検討に関する協議会」

【構成員】
国・三重県・紀宝町

激特事業を進めるため、**関係機関との協議**や**技術的な検討**に着手

「熊野川堤防調査委員会」
【構成員】学識者

熊野川で計画を越える未曾有の洪水が発生

河川整備基本方針の計画高水流量(1.9万m³/s)を超える洪水(2.4万m³/s)が発生

相野谷川では本川の洪水の逆流等により水位が上昇。輪中堤を越水、甚大な浸水被害

戦後3番目(近年最大)のH9年の洪水(9.4m)を超える洪水が発生
*今回:13.8m(痕跡水位)

全国有数の多雨地帯であり、洪水を発生しやすい

土砂災害や洪水による被害が発生するリスクを抱えている

流域(2,360km²)が三県に跨る

流域全体の総合的な治水対策が必要

浸水想定区域内の人口(約25,000人)に11基のダムが点在

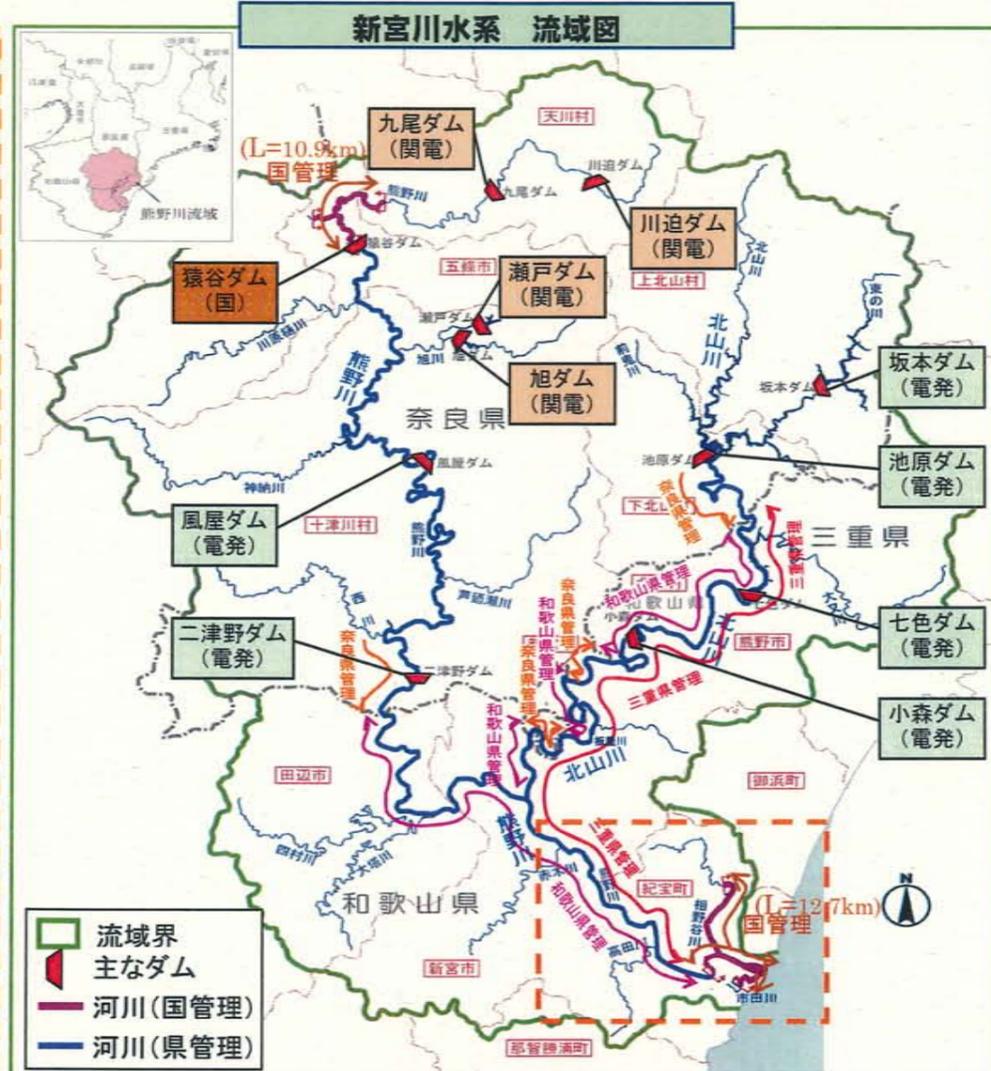
11基全てが利水ダム(治水機能無し)複数の管理者が存在

平成23年 台風12号 被災状況

熊野川・相野谷川の浸水戸数等 (H23.10.17時点)					
河川	市町	浸水戸数			備考
		水没	床上	床下	
熊野川(本川)	新宮市	0	1,188	957	2,145
	紀宝町	0	306	48	
相野谷川	紀宝町	192	449	8	649
		(79)	(107)	(0)	
全体		192	1,943	1,013	3,148

*いずれも住家を対象とした戸数
*新宮地区は内水による浸水を含む
*浸水戸数は紀宝町、新宮市、紀南河川国道事務所調べ

① 高岡地区: 相野谷川のはん蓋
② 浅里地区: 熊野川のはん蓋
③ 北松杖地区: 洪水痕跡 電線にゴミが!
④ 熊野大橋の冠水
⑤ 餅田地区 相野谷川のはん蓋
⑥ 鶴殿地区: 熊野川のはん蓋

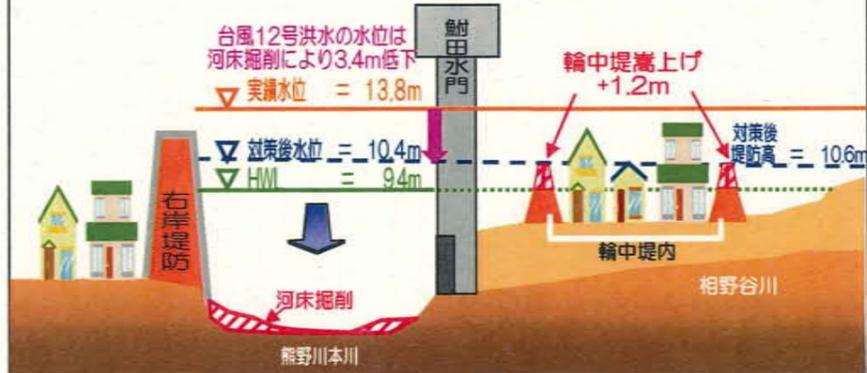


◎河川激甚災害対策特別緊急事業

- 総事業費 200億円
- 事業期間 H23年度~H28年度(6年間)

平成23年発生災害 直轄河川災害復旧事業:50億円

〈対策概要・効果イメージ〉



熊野川の総合的な治水対策の実施への取組

熊野川の河川管理者である国、三県と沿川自治体及びダム管理者が緊密な連携を図りながら熊野川の一貫した総合的な治水対策を推進することが重要

「ダム操作に関する技術検討会」(電源開発)

「熊野川の総合的な治水対策協議会」の設置
【構成員】
国・和歌山県・奈良県・三重県
流域自治体
関西電力・電源開発

「熊野川の総合的な治水対策協議会」

- 第1回 平成24年 7月2日
- 第2回 平成24年12月20日
- 第3回 平成25年 7月2日

◎計画規模を超える洪水により大規模な被害が発生

◎大量の堆積土砂を撤去するなど治水対策が必要

◎下流の直轄管理区間と密接不可分な上流のダム群が存在

◎流域全体の一体的な管理が必要

提言

- 紀伊半島大水害で計画規模を超える洪水が発生した熊野川(相野谷川を含む)について、直轄管理区間の拡大による国の一元的な管理により、効率的かつ効果的な堆積土砂撤去など再度災害防止に向けた治水対策を推進すること。
- 複数の河川管理者やダム管理者が存在する新宮川水系において、治水対策の推進や利水ダムの治水目的での運用をさらに改善するため、国によるマネジメントを強化すること。

14 国際産業ハブ港の実現に向けた四日市港の物流機能の強化

(国土交通省)

国際戦略港湾並みの支援措置の適用

現状

- 伊勢湾は、港湾法附則第31項の規定に基づき政令により、当分の間、国際戦略港湾とみなして、国際戦略港湾における港湾運営会社及び特例港湾運営会社に関する規定が適用されています。
- 現在、四日市港と名古屋港で、特例港湾運営会社の指定に向けた取組を進めています。

課題

伊勢湾には、国際戦略港湾と同様の港湾運営会社制度が適用されているが、港湾施設の整備等への支援で、国際戦略港湾との差が生じている。

提言1 政令により国際戦略港湾とみなされている伊勢湾におけるコンテナヤードの整備等に国際戦略港湾と同等の支援措置を適用すること。

港湾整備等に係る国の支援措置

	国際戦略港湾 5港 京浜(東京、川崎、横浜) 阪神(神戸、大阪)	国際拠点港湾 18港	
		名古屋 四日市	左記以外の16港
直轄事業の国費負担率 (コンテナターミナルの耐震岸壁)	水深16m以上 7/10 水深14m~15m 2/3 水深12m~13m 5.5/10	2/3	
コンテナヤードの直轄事業化	国費負担率2/3 (水深16m以上)	-	
港湾運営会社の取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例	固定資産税 1/2 都市計画税 1/2	固定資産税 2/3 都市計画税 2/3	

国際コンテナ戦略港湾政策に対する伊勢湾の意見を述べる機会の確保

現状

- 国において、国際コンテナ戦略港湾政策を推進するため、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会」を設置しています。
- 現在、同委員会において、京浜港、阪神港の関係者からヒアリングを行い、政策のレビュー及び追加施策の検討を進めています。

課題

国際コンテナ戦略港湾政策を進めるにあたっては、伊勢湾が意見を述べる機会を設けることが必要。

提言2 伊勢湾の意見を聴いたうえで、国際コンテナ戦略港湾政策を進めること。

国際コンテナ戦略港湾政策における伊勢湾の位置づけ

- 1 国際コンテナ戦略港湾選定当時 (H22.8.6) の前原大臣コメント
※伊勢湾については、今後の民営化の進展等提案された施策の取組状況や基幹航路寄港の実績、取扱コンテナ数の動向等によっては、今般選定された2つの「国際コンテナ戦略港湾」と入れ替えもありうる、いわば「次点」と位置づけたい。
- 2 特定の国際拠点港湾の港湾運営会社に関する特例 (港湾法附則第31項)
※民間の能力の活用によりその運営の効率化を図ることが国際競争力の強化を図るため特に重要なものとして政令で定めるものについては、当分の間、当該国際拠点港湾を国際戦略港湾とみなして、国際戦略港湾における港湾運営会社及び特例港湾運営会社に関する規定を適用する。

新物流センターの整備

現状

- 老朽化した倉庫や各地に分散した小規模倉庫を集約して物流の効率化とコスト低減を図るため、霞ヶ浦地区北ふ頭W80コンテナターミナルに隣接する港湾関連用地において、民間事業者が共同で新たな物流センターの整備に向けて検討を進めています。
- 現在、四日市港管理組合が当該用地で地盤改良等の工事を実施しています。

課題

新物流センターの建設・運営を行う民間事業者を効果的に支援し、荷主企業の物流コストの低減に結び付けることが必要。

提言3 新物流センターを整備する民間事業者を支援する制度を創設すること。



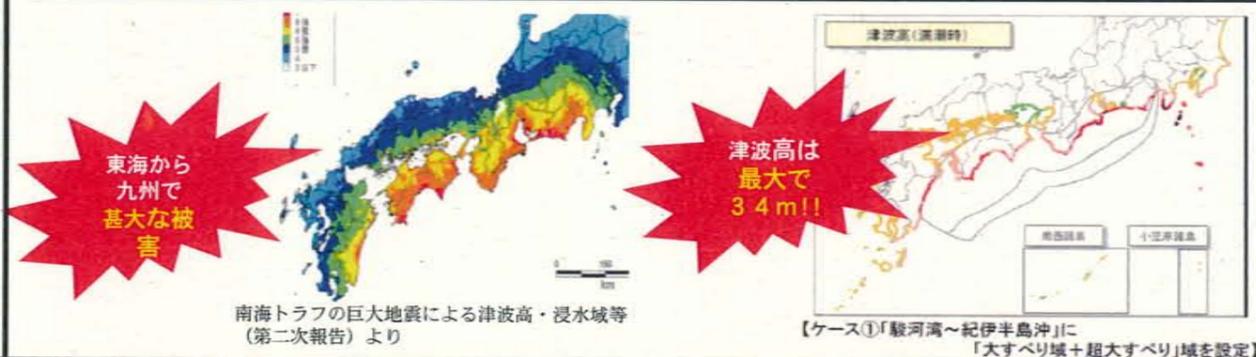
15 南海トラフ巨大地震への防災・減災対策の強化・推進

内閣府、文部科学省
経済産業省、国土交通省

現
状

内閣府の被害想定では、南海トラフ巨大地震による全国の死者・行方不明者は、最大で約32万3千人、津波浸水面積は約1,015km²と、東海から九州に至る広い地域で甚大な被害が示されました。

本県においては、建物倒壊による死者が約9千8百人、津波による死者が約3万2千人など、合計で約4万3千人と、従来の県想定に比べ、約9倍となっています。



課
題

- ① 南海トラフ巨大地震の発生に伴う津波により、津波浸水予測地域内にある既存の防災拠点や災害時要援護者施設、避難施設等の使用ができなくなると、地域防災計画で想定する災害対策活動が機能しなくなるなど、被害の拡大が想定されることから、これら施設の個別移転や改築を促進するため、南海トラフ地震対策特別措置法における財政支援措置のさらなる強化・拡充が必要です。
- ② また、避難行動を取るための前提として、重要施設の耐震化はもちろんのこと、吊り天井など非構造部材の耐震対策等、“揺れ”対策を促進するための財政支援措置が必要です。
- ③ 南海トラフ地震対策特別措置法の成立後も東海地震を対象とした大規模地震対策特別措置法が残り、制度が重複していることから、これら法律を整理統合するとともに、それに基づく包括的な地震対策大綱、応急対策活動要領などの新たな体制が早急に必要です。
- ④ 南海トラフ巨大地震が発生すると、三重県南部では早い場合、数分で津波が到達します。津波から住民を一分一秒でも早く逃がすための避難対策に資するために、南海トラフ地震や津波を即時検知するための観測監視体制の早期確立とともに、地震・津波の予測に関する研究体制の強化が必要です。

提
言

- 1 南海トラフ地震対策特別措置法における地方の防災・減災対策に対する支援を強化するとともに、南海トラフ巨大地震に関する法体系や地震対策大綱、応急対策活動要領を整理すること。
- 2 南海トラフ巨大地震や津波を即時検知するための観測監視体制を早期に確立するとともに、地震・津波の予測に関する研究体制を強化すること。

南海トラフ巨大地震	
東海地震	南海トラフ地震対策特措法
大規模地震対策特措法 (地震財特法)	
地震防災基本計画	未策定
東海地震対策大綱	未策定
東海地震応急対策活動要領	未策定

南海トラフ地震対策特別措置法の法体系を整理し

- 南海トラフ地震防災対策基本計画
- 南海トラフ地震対策大綱
- 南海トラフ地震応急対策活動要領

を策定するなど

南海トラフ巨大地震に対応できる内容への見直しが必要

【南海トラフ地震特措法】
集団移転促進事業による移転

【提言】重要施設の個別移転

○集団移転促進事業では、移転促進区域内の全住民の同意が必要なため、困難!!

○防災拠点、避難施設等重要施設の個別移転に対する財政支援策が必要!!

地震・津波観測網の充実

第I期 (H18~H21)

◆GPS波浪計 (国土交通省)

地震計

地震・津波観測システム (文部科学省)

古江町陸上局

GPS

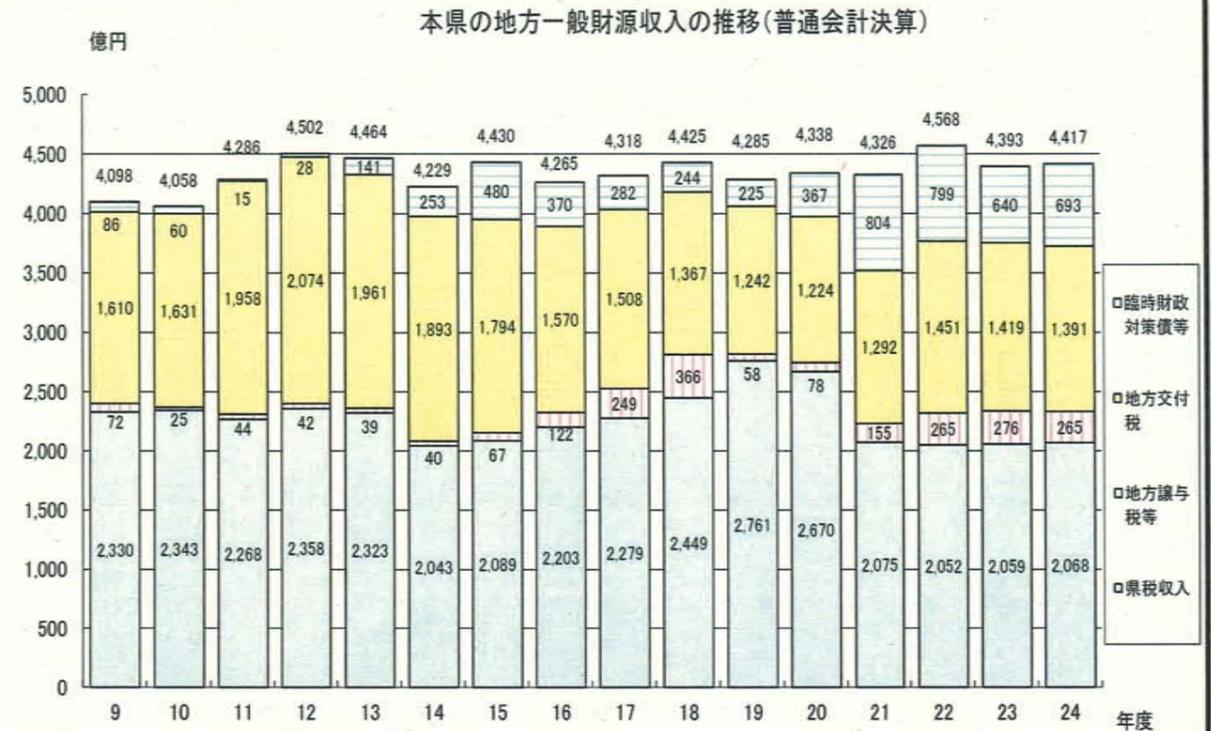
観測井

地下水等総合観測施設 (経済産業省)

16 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実 (総務省、財務省)

現
状

- 平成25年度地方財政計画においては、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減が実施されることを前提として、地方公務員給与費が0.9兆円削減され、このことをふまえ平成25年度普通交付税が算定されました。
- 現在、地方においては、地域経済の活性化や雇用機会の創出、さらには、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策や子育て支援施策の充実、高齢者医療の確保などの財政需要が増加している一方で、地方税収はリーマンショック前の水準まで未だ十分に回復しておらず、一般財源収入は伸び悩んでいます。
加えて、来年度、消費税および地方消費税率が引き上げられることに伴い、一定の歳出増も見込まれます。
- 地方交付税の原資について、法定率分等だけでは賅うことができず、臨時財政対策債の発行等による財政措置により財源を賅っています。



課
題

- ① 国においては、これまで地方が行ってきた定員削減、独自給与削減等の取組にもかかわらず、地方公務員の給与削減を求めて、地方財政計画の中で地方公務員給与費を削減しました。その結果、地方における安定的な行財政運営に支障が生じました。
- ② 地方交付税の別枠加算について、リーマンショックへの対応として設けられたものであるとして、その解消を求める意見があります。しかしながら、地方の実情は、リーマンショックから回復したとまでは言えません。地方における安定的な行財政運営に支障が生じないよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方一般財源総額の確保および充実を図る必要があります。
- ③ 今後、地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能を適切に発揮するためには、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立をめざすことが必要です。

本県の定数削減の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	5年間(H19-H24)増減累計		参考10年間累計	
						数	%	数	%
一般行政	4,582	4,482	4,408	4,491	4,528	▲157	▲3.4	▲456	▲9.1
教育	15,076	14,900	14,689	14,621	14,508	▲817	▲5.3	▲1,437	▲9.0
警察	3,393	3,403	3,399	3,406	3,425	87	2.6	357	11.6
公営企業	1,390	1,389	1,401	1,313	530	▲852	▲61.6	▲916	▲63.3
総合計	24,441	24,174	23,897	23,831	22,991	▲1,739	▲7.0	▲2,452	▲9.6

※ 業務移管に伴う、教育委員会等から知事部局への定数移管等は反映していない。
国においては、H13年からH22年で3%の削減(一般行政 非現業)にとどまっている。

提
言

- 1 地方における自主的かつ安定的な財政運営に支障が生じないよう、地方財政計画において地方公務員給与費を削減する措置は、平成26年度以降行わないこと。
- 2 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
- 3 地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、臨時財政対策債による財政措置等によらず、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づき法定率を引き上げることにより、地方交付税の原資を安定的に確保すること。

17 地域の実情に応じた農地転用規制の緩和

(農林水産省)

【提言】 農地転用許可権限を地方に移譲すること(大臣協議の廃止と大臣許可権限の地方への移譲)

現 状

大規模な農地転用に当たっては、国の関与

- ①2ha超4ha以下の場合、大臣協議
- ②4ha超 場合は、大臣許可

課 題

以下のケースが存在

- ・事前協議において時間を要する。
- ・地域の実情に十分配慮する必要がある。

(参 考)

三重県における2ha以下の農地転用許可権限の市町への移譲の状況:29市町中19市町
(平成25年4月現在)

☆全国知事会・全国市長会・全国町村会が平成25年8月に実施したアンケート結果

- ・審査の内容及び基準に変わりはないので、面積により許可権者が変わるのは合理的な理由に乏しい
- ・地方への権限移譲により農地が失われるのではないかと懸念自体があたらない
- ・大臣協議は農地法附則で「当分の間」とされたまま10年以上経過している
- ・事務処理に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠ける

(支障事例)

三重県北部における農地転用事前協議

- ①当初は国と県の農地区分に関する見解が相違
- ②現地の区画や排水条件等の地域の実情を説明後国と県で見解が一致

事前協議に日時を要し、企業が進出を断念！

地方の見解

国の関与があることで、時間を要しているケースが多くあるが、現地の状況を把握している地方に権限が移譲されれば迅速な判断が可能

- ・地方も優良農地の重要性は認識している
- ・農地転用の基準は国・地方共通
- ・地域の実情を説明すれば国と県で見解が相違することはほとんどない

農地転用許可権限を地方に移譲すること

【提言】 防災やまちづくり、農村振興にも配慮した農地転用許可基準等の緩和

現 状

- ・農業振興地域の整備に関する法律 農用区域からの除外要件
- ・農地法第4条、第5条(農地転用基準)

農地や営農条件を中心に設定

課 題

- ・防災やまちづくりの視点に立った土地利用に支障
- ・農村振興の視点が不十分
- ・農振法施行規則第4条の4に基づく農地転用の不許可の例外
- ①27号計画は農業の振興に資するものに限られる
- ②26号の2計画(市町村条例に基づくもの)は実例がない

(想定される支障事例1)

市街地の津波浸水区域にある病院が津波の影響のない郊外農地に移転を計画しているが、優良農地であれば移転できない。

(想定される支障事例2)

高齢化社会に向けたまちづくりのため、役場や駅の周辺に医療・介護・看護等の施設誘致を計画しているが、優良農地であれば誘致できない。

(支障事例)

農用区域内の農産物加工施設・販売施設は農業者自ら生産するものが5割以上の要件を満たす必要有。農家レストランは農振法の農業用施設に認められない。

国家戦略特区において規制緩和予定 → 全国的な規制緩和を

優良農地の確保に十分配慮しつつ、周辺の社会情勢など一定の条件下、防災やまちづくり、農村振興に資する農地転用を可能にすべき

自治体が行わなければならない施策や計画がある場合、防災やまちづくり、農村振興にも配慮して農地転用ができるようにすること

地域の実情に応じた土地利用が可能

18 地域の実状を踏まえた経営所得安定対策の見直しおよび日本型直接支払いの創設

(農林水産省)

経営所得安定対策の見直しに際して

日本型直接支払制度の創設に際して

現在の国の検討内容

＜米政策＞

- 生産者や集荷業者等が、国が策定する需給見通し等を勘案しながら、主体的な経営判断等に基づき、需要に見合った米の生産の実現を図る環境を整備。
- そのうえで、5年後を目途に、行政による主食用米の生産数量目標の配分に頼らずとも、円滑に需要に応じた生産が行えるよう取り組む。

＜水田活用の直接支払交付金＞

- 全体的に拡充。
- 飼料用米等については、面積払いに加え、生産数量に応じた数量払いを導入。
- 県・市町段階での「水田フル活用ビジョン」に基づく産地づくりを支援する「産地交付金(仮称)」を充実。

＜畑作物の直接支払交付金＞

- 麦、大豆などについて、諸外国との生産条件格差から生ずる不利があることから、引き続き実施する。
- 生産拡大のインセンティブが働くよう、支払方法については数量払いが基本。
- 現行の交付単価等は、設定から3年が経過していることから26年産から見直す。

＜日本型直接支払い＞

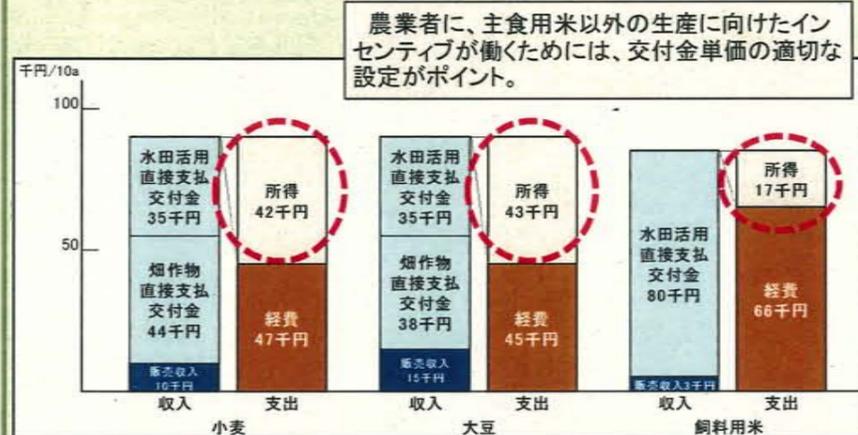
- 農地維持支払(仮称)と資源向上支払(仮称)で構成した「多面的機能支払制度(仮称)」を創設。
- 農地維持支払は、多面的機能の維持管理への支援として新設し、資源向上支払は農地・水保全管理支払を組み替える。
- 中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払については、基本的枠組を維持しつつ継続。

本県の実状等

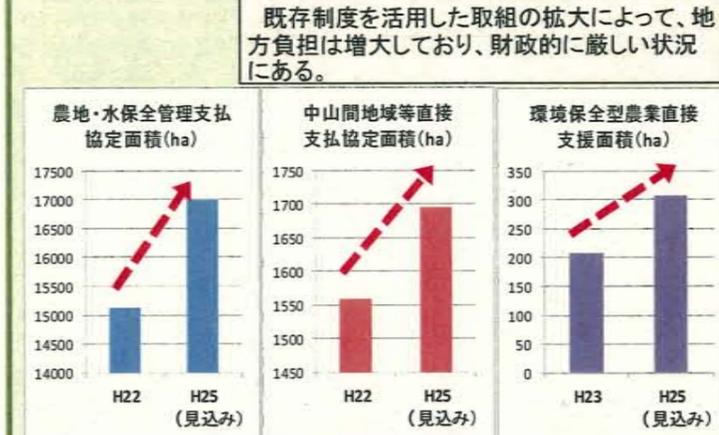
三重県における水田活用のイメージ



現行の経営所得安定対策の収支イメージ(全国平均)



既存の直接支払制度を活用した本県の実状等



課題

1 小麦については、生産数量目標配分を踏まえずに、主体的な判断に基づき作付けをしているが、その他の作物については、目標配分を踏まえた対応が中心であるため、「米政策」の見直しに対して、生産現場では不安の声がある。

2 需要に応じた主食用米の生産と、大規模経営体や集落営農など地域の水田営農システムの持続的な発展を図るためには、非主食用米や麦・大豆などで、主食用米と同等の所得が得られる仕組みが必要である。

3 既存制度を活用した取組の拡大による負担増加で、実施地区等を限定する市町もある中、農地を農地として維持していく基礎的な保全活動を支援する新たな制度の実施は、国の負担によって行われることが望まれる。

提言

提言1
行政による生産数量目標の配分などの「米政策」の見直しに際しては、生産者や集荷業者・団体等による地域での需給調整の取組状況を十分に踏まえるとともに、生産現場で混乱を招かないよう対応すること。

提言2
「水田活用の直接支払交付金」と「畑作物の直接支払交付金」については、担い手が所得を確保し、再生産が可能となるよう、適切な交付単価を設定すること。

提言3
新たに創設される「多面的機能支払制度(農地維持支払)」は、国土保全や水源涵養など、国民全体が恩恵を受ける農業の多面的機能の維持管理が目的であることを踏まえ、意欲のあるすべての地域の取組を支援できるよう、新たな地方負担を生じさせない制度とすること。

19 食材の不適切表示対策にかかる緊急提言

(内閣府、消費者庁)

現
状

食材の表示に関して、平成25年10月下旬以降、全国各地の宿泊施設、百貨店等で不適切な表示を行っていることが公表されており、三重県においても宿泊施設等において同様の事案が発生。

■ 県では立入調査など実態の把握に努めるとともに、業界団体に対して適正な表示について注意喚起を実施。

■ 食材の不適切表示については、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」)第4条第1項第1号に定める優良誤認表示に該当するかどうかの判断が困難。

■ 三重県の食は観光における大きな魅力の一つ。

【平成24年 三重県観光客実態調査・満足度評価調査】

旅行目的(複数選択 上位5項目)

全体	H23	H24	宿泊	H23	H24
自然や風景を見てまわる	43.2%	37.4%	自然や風景を見てまわる	46.8%	28.8%
おいしいものを食べる	32.6%	36.5%	おいしいものを食べる	41.9%	44.2%
テーマパーク・水族館	21.7%	24.3%	テーマパーク・水族館	27.3%	42.9%
温泉を楽しむ	21.2%	17.3%	温泉を楽しむ	40.6%	30.2%
自然を楽しむ	14.4%	15.6%	参拝	27.9%	29.2%

個別満足度 (点)

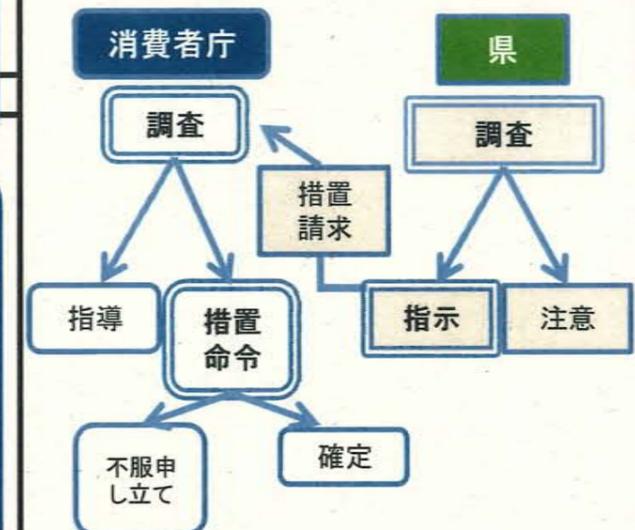
	H23	H24
宿泊施設 食事の質	81.2	83.4
飲食施設 食事の内容	77.7	80.7

優良誤認表示の禁止(景品表示法第4条第1項第1号)
商品・サービスの品質や規格、その他の内容について実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示の禁止

三重県において発表された食材の不適切表示事例

施設名	メニュー表示	使用食材	提供開始
プライムリゾート賢島	車海老	ブラックタイガー またはバナメイエビ	平成18年 4月～
青蓮寺 レークホテル	伊勢芋	山芋	平成25年 9月～
戸田家	伊勢海老 「伊勢味覚三昧」	外国産エビ	約10年前～

景品表示法違反行為に対する措置



※調査等に応じない場合又は措置命令に違反した者には、罰則規定あり。

課
題

- ① 再発防止に向けて、事業者をはじめ、県民、市町に対して、景品表示法の趣旨を改めて周知徹底し、その内容の理解や、事業者の自主検査など適切な対応が行われるよう取り組むことが急務です。
- ② 優良誤認表示について、県として事業者に対する統一的な指導に苦慮しているとともに、事業者の自主的な対応を進めるにあたって、支障となるおそれがあります。
- ③ 景品表示法において、都道府県知事には措置命令を行う権限が付与されていません。また、立入検査等については、国・県それぞれで行うことができますが、その役割分担が不明確となっています。

提
言

- 1 景品表示法に規定する優良誤認を招く食材の不適切表示について、具体的な基準を示すとともに、外食の食材表示の義務化や表示に関する統一的な規制を行うなど、食材の表示に関して事業者にわかりやすい対策を進めること。
- 2 事業者におけるコンプライアンスの欠如や景品表示法の知識不足は、食材の不適切表示につながるため、今年度、景品表示法の周知徹底を図るために、消費者行政活性化基金を活用できるよう対象を拡大するとともに、平成26年度以降についても必要な財政的支援を実施すること。
- 3 国と地方が協力連携しながら食品表示の適正化を図れるよう、事業者が景品表示法の指示に従わない場合、都道府県知事が措置を命じることができるようにするとともに、調査や立入検査について、国をあげて体制を強化するほか、国と県の役割分担を明確にすること。